

第四十回 参議院文教委員會會議錄第十一号

昭和三十七年三月二十九日(木曜日)

午前十一時二分開会

委員の異動

三月二十八日委員横山フク君、山本杉君及び片岡文重君辞任につき、その補欠として泉山三六君、宮澤喜一君及び相馬助治君を議長において指名した。

本日委員江田三郎君及び相馬助治君辞任につき、その補欠として小笠原二三男君及び片岡文重君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大矢 正君
理事 大矢 正君

委員 北畠 教真君
近藤 鶴代君
野本 品吉君
豊瀬 慎一君
井川 伊平君
杉浦 武雄君
田中 啓一君
温水 三郎君
小笠原二三男君
千葉千代世君
米田 勲君
片岡 文重君
柏原 ヤス君
岩間 正男君
米田 勲君
豊瀬 慎一君
千葉千代世君

参議者 大矢 正君
国務大臣 荒木萬壽夫君
文部大臣 長谷川 峻君
文部大臣官房長 宮地 茂君
文部省初等中等教育局長 福田 繁君
文部省管理局長 杉江 清君
事務局側 常任委員 工業 英司君
参考人 東京部教育委員会委員長 木下 一雄君
全国教科書供給協議会会長 今井 兼文君
東京学芸大学学長 高坂 正顕君

本日の会議に付した案件

○高等学校の建物の建築等に要する経費についての国の補助に関する臨時措置法案(米田勲君外四名発議)

○義務教育諸学校の教科用図書は無償に供する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大矢正君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨三月二十八日、横山フク君、山本杉君が辞任され、その補欠として泉山三六君、宮澤喜一君がそれぞれ委員に選任されました。また、本日、江田三郎君が辞任され、その補欠として小笠

原二三男君が委員に選任されました。以上であります。

○委員長(大矢正君) これより高等学校の建物の建築等に要する経費についての国の補助に関する臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○小笠原二三男君 文部大臣にお尋ねしたいんですが、六・三制における小・中・高、その上の大学までの学校教育制度の中で、こういう近年の状況を追うて見ますと、高等学校というの

は、いわゆる高等普通教育と言われているんですが、現在、国民として高等学校教育を希望するというのが非常に多いわけですが、これが試験制度で選抜されて、一定以上の者しか高等普通教育は受けさせない、あとは他に職を求め、それぞれの社会生活を営む、こういうような形になっておるんですが、大臣の遠大な理想からいえば、現状以後における高等普通教育というものは国民の前にどうあるべきか、これもお考えの点があったら所見を承っておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 高等学校の課程まで義務制にしたらどうだという意見、あるいは高等学校の今御指摘のような趣旨にかんがみて、試験なしで入れたらどうかというような意見等があることは私も伝えているとおりです。ところで、義務教育が六年、三年、合わせて九年の年限を持っておる国は、世界的に見まして、いずれかと

いえば、義務教育年限は長いほうだと承知しておりますが、日本は日本ですから、外国のまねをする必要はむしろないんですけれども、世界的な一応の常識からいえば、義務教育年限としては一応今で十分ではなからうかと私は思います。したがって、高等学校の課程三年までを、さらに義務制にするか

いなかという問題は、むしろ検討すべき問題とは思いますが、具体的にその検討に入っておるわけではむしろございません。いづれにせよ、当面、現行制度のままでいんじゃないかなるか、かように考えておるのであります。いわんや、この前提に立ちますれば、試験制度でふるいにかけるといふこともやむを得ないことだ、同時にまた、試験制度によって能力に応じて教育を受けるという立場はかえって貰われる意味もある。そういうことからいたしまして、全員入学という考え方には賛成できないと考えております。

○小笠原二三男君 大臣のおっしゃることは常識的にいろいろ肯綮に当たる点があります。けれども、これは大臣でなく、事務的な部分として解釈の問題として一応伺っておいて、それからお話を承りたいと思うのですが、今も、質問しましたら、高等学校の問題について義務制というお話がありました。たが、義務教育というのは、受学義務を児童、生徒のほうの側に持たせるというのを義務制と言うのですか、それとも、そういう学校教育を受け得る環境を国が整備し、受け入れるとい

う側の国の側に対して義務制というものが必要とされているのですか。

〔委員長退席、理事豊瀬慎一君着席〕

その成り立ちとして、諸外国の例等から見ても、どちらの側から義務制というものがいわれてきているのですか。まあこれは大臣でなくともよろこびますから。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 義務制の義務は、国の側から教育を受ける児童、生徒の側かというお尋ねのようでありますが、私は児童、生徒の側に立った義務制という概念だと思っております。児童、生徒それ自体はまだ未熟で、意思能力がないと思いますが、その保護者に対して義務を負わすということであって、政府側はその義務の制度に対して奉仕する立場にある。そういう相互関係と私は理解いたしております。

○小笠原二三男君 私も今のようなお考えでいいのではないかと承っております。それで、近代学校教育以前であると、塾その他の私学によって勉学を志す者が、特定の個人なり、あるいは塾なりというもので教育を受けてきたということは、日本のみならず諸外国の例にもあると思う。学校教育が成り立ってきた歴史の上から言えば、児童、生徒をして学問を修得させたい、勉学せたいということ、それが個人の習慣として、また社会なれば社会一般の要求となつてこれが国としてその環境を整備する、奉仕する部分を受け持ち、一方、大多数の児童、生徒、青少年にこれこれしかじかの水準の教養を与えること

が、その国家なり社会の生活水準を引き上げる基礎である、こういうことからはだんだん公立学校の形態が出てきたと思うのです。ところが、今アメリカあたりでは、子弟を公立学校に入学者にすることに反対なインテリゲンチヤが相当多く私立のほうに入る。あるいは学校にやらないで、自分みずからが昔のような自由な子供に対するしつけ、教育を与えたり、こういう向きがある。あるいはイギリスのように、私学制度なら私学制度というものが非常に発達しておる向きもある。これは一面、公立学校のはうの一つの欠陥をいっている。一斉の教室における集団教育、これが個人の才能を伸ばし得ないという一つの欠点をついておる部分もあると思うのです。どっちもどっち、一利一害のあるところだと思ふが成り立ちあはくまでもこれは父兄なり、社会の要請によって学校というものがだんだん小学が義務制、それがひいては中学が義務制、こうなってきたと思うのです。それでまた諸外国の例から見ても、小学、中学と分ける分けなにかかわらず、九年制——十二年制の義務制というのはどこにありますか、ちょっと私はその例を知らないのですが、大体まあ九年制というふうな形で行なわれておる。ですから、今一がい的高等学校の義務制ということにはむろん考えられませんが、けれども、大臣がおっしゃったように、義務制にする必要はないということと入学の選抜が正しいのだということは、そのままつながる問題ではないと思ふのです。一定の頭脳あるいは教育水準以上の者以外には高等普通教育は受けられない。それは教育作用からいへばその

とおりでございましょうが、しかし、現在的高等学校の選抜試験というものは、一定の水準以上の方を入れるという選抜ではない。頭から順位百番までとか、百五十番までとかいう形で入学を許可するので、これは高等普通教育を受けるに値しないような、それだけの基礎的な教養なり、頭脳程度がなっていないということ、ある学校ならある学校は、三百人志望して百人定員であつても七十人しか——これは適正な教育を受ける資格がないのだというので七十人だけを選抜するといふやり方ではない。私はここに問題があると思ふのです。優秀な学校といわれるところに志望する者は、八十三点なり、八十五点なりの入学試験の成績を得ても八十六点以上しか合格できなかった、こういうことがあるでしょうし、そうでない学校なら三十五点とつても入学できたといふところもあるでしょう。そういう形のものが入学試験選抜がいいのだ、こういうことには必ずしもならぬと思ふ。で、私、整理しても一度申し上げますが、いろいろ青年の職業について、社会生活を営み、しかも今日のように日本の産業構造が非常な勢いをもって発展しておる。高度の頭脳と技術を要する、また、それを持たない者は普通の就職による収入を得た社会生活、経済生活が営めない、だんだんそういう形態が顕著になつてきておる。そういう社会的な基盤の上に立て、今日的高等普通教育というものには義務性は必要でない、私も賛成です。義務性は必要でないが、希望する者、勉学の意思のある者はできるだけ収容されると、このことだけはどうしても社会体制にマッチする今後の方

針でなければならぬ、こういうことを考えるのですが、そういう意味合いで、なおかつ高等普通教育を受けるに値しない者は選抜で落とすのだ、入れないのだ、他に道を求めさせる方法をとるのだ、こういうことなのかどうかですね。もう少し大臣のお考えとしてつめたお話を承りたい。

○国務大臣(荒木高善夫君) 結局、選抜試験を通じて定員だけを入れることが適切なのか、あるいは勉学の意思のある者は全部入れて、入った後にふりにかけるということが適切なのかという選択問題でもあるかと思ひます。それと同時に国民の側から見まして、今お説のような意味で勉学の意思のある者は入るようになしたいという願いと、それをまかなうために当然国民側で経費を負担しなければならぬ、納税者の利害計算の気持と、また、その実際との相互関係を総合判断して、まあいづれを選ぶかという事柄じゃないかと思ひます。現在の日本のやり方は前者の立場に立って、概念的にだけ取り上げれば、お説のようなことも考えられる一つの考えだとは思ひますもの、現実問題とすればどうも割り切れません。したがって、選抜試験だけでは将来伸びる可能性のある者が、選抜試験の時点においては点数が足りなかった、しかし、もし入つておつたりせば、点数のよかつた者よりもうんと伸びたかもしれないといふことがとき素質を持った者が不幸にして脱落するといふような不合理も出てくることは、むろん連想されるのでありますが、それは先ほど来申し上げたような要素を考へあわせて、どちらが現実的に妥当であるのかということに立って選ばれた

やり方だと理解するわけでございませう。そういう意味で、実際問題としては困難がありましようとも、全部入れておいて落第させる、端的にいへば、というよりも、一定の定員を實際上まかなえる限度で設けて、入るときにふるいにかけるということ、一応がまんをしてやつていこうじゃないかという今の考え方のほうが現実的ではないかろうか、私はそういうふうに理解しておるのであります。

○小笠原三三男君 まあだんだんにお話し合いをして、これは意見をたださなくちゃいかぬのですが、今最後に言われた部分、ちょっと横道にそれますが、そういうお考え方が東京なら東京のような場合に現実としてどう現われてくるかといふと、ふるいにかけれられた者は私立学校に収容されるということなんです。公立なり、公共団体がまかなわないところを私立学校が父兄の要請を受けてしりぬぐいをする、一面でいへばそういう形がないわけでもない。また、そこに私立学校業という悪い意味の商売が成り立っているかもしれないのですが、一応、私学あるいは公立の学校というものについて差別した考え方で日本の学校教育が行なわれるというところは、原則からいってこれはいけないことだと思ひます。また、文部大臣として、それは私学は民間のもの、公立の關係は直接間接自分の所管なり、行政内容のもの、そういうお考えは全然ない私は信じたいのです。けれども、今のような、ただ単に技術的な入学試験問題のことだけを考へて、そしてやむを得ないということばかりでそれは行き足らないのではなかつたかと思ひます。別な面から私もう

一度お尋ねしたい。今の六三三四の学校制度の中で、中学校、高等学校という三三三は、前者は三年、前期の青年期の教育だ、普通教育だといわれる。後半の高等学校は青年後期の完成教育だといわれておる、そういう建前でこれは区分したはずなんです。ですから義務制という形からいへば、六三三になつていまずけれども、人間完成の教育という点からいへば、高等普通教育のところまでいくのがあたりまえだと私は考へておる、青年前期の中途半端な教育で社会にはうり出すというよりは、青年後期の部分まで教養を与えて社会人として出発させるというのが筋だと思つて、学校制度がそうなつてゐる、ただ金をかけるかけない、受学義務を持たせる持たせないということだけで六三三の体制と後期の三とを分離してあるだけで、私は六三三四のこの学校制度ができた本旨は、青年の立場に立って教育の区分を区切つた限界というものは、基準は、青年前期、後期、こういう分け方できたものと心得てゐる、そういう意味からいいますと、日本の国民として高等普通教育を受けられるように、それが希望する者にはそういう教育が与えられるように、そういう施策を講ずることが基本的な考え方と申しますか、まあ現状において理想と申してもやむを得ないでしよう。そういうお考えのもとに、さて現実的には入学選抜なら選抜の問題もやむを得ない。がしかし、選抜問題もかようなう、しかしかといふような状態にして、能力のある者が高等普通教育を受けるべく多く受けられるようにしたい。何かそういう考え方になるのが私は建前じゃないか、筋ではないか。

高等普通教育は義務制でないから、別なんだから能力のない者は入らないのだ、仕方がないのだ、これだけではちょっと大臣としてお考えになるのに私は足りないものがあるように感ずるのですが、基本理念としては、高等普通教育を授けられた者が一般日本における社会人としてどこにもあるように、こういう願いの上に立って行政を進めたい、こういうことにはならぬのですか、私は義務制とか何とか、そういうことを言うておるのじゃない。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) まあ義務制という立場でのお話じゃむろんないし承っておるわけですが、私はおっしゃるようなことのけじめは、政治ないしは行政の場において形を作られる意味においては、義務とするか、そうでないかという差別以外には具体的方法がないのじゃないかというふうな気がいたします。それはお説のとおり、後期中等教育が普遍的に青少年に共通の願ひであり、また国民、民族全体としても願ひしきことであることは私も同感でございます。そういう意味では、その制度づけをします場合は義務制にする。およそ人間であり、日本人である限りは、六三プラスもう三年は必ず勉強せよというふうなかという考え方が制度上に現れます具体的な方法は、義務制であるかというか、ということによって厳密に差別というか、制度づけられるものじゃないかというか。今の高等学校はそうではない。普遍的に、おしなべて必ず教育を受けさせる限度が九年間だ、あとは家庭の事情ないしは本人の考え、適性等に順みて必ずいかなければならないとはしてない。まあそこに自由の選択の余地を残すの

だ。しかしながら、戦場についてもやはり向学心はある人が一般であろうから、それは定時制なり、通信教育その他で、その希望を十分とはいえないまでも極力求めに應ずる体制でいい、まあそういう考え方が現行の制度じゃなかろうかと私は思うわけでございまして、児童、生徒ないしは国民、保護者の立場からの願ひとしては、お説と同じような気持を私も理解できるつもりであります。制度づけの場合は、やはり義務制として年限を延長するのじゃないかという課題になるのじゃないか。そこでもまあ現状に立ってのこと、先ほど来申し上げたのであります。が、現状を概念論を抜きにして現実立って認めていきまます立場からは、選抜ということもやむを得ない、選抜によって落後した者の中に、客観的に見れば本人にとって不幸なものがあり得るということも当然想像されますけれども、これまた今の考え方に立っておる限りはやむを得ない部分ではなかろうか、かように理解しておるわけでありま。

○小笠原三男君 その制度上、制度上というお話を申しますが、ある年限に達した青年を全部学校で受学せしむるという体制になれば、それは義務制ということを言うていいでしょうが、現状においては希望する者あり、希望しない者あり、今後において希望はますます多い、この現実は無視できない。そうすれば、一方、小中学校の義務制なら義務制というものは、憲法にあるように、無償の制度が拡充せられていって、ますますこの義務制というものがあるが充実し父兄の負担を軽からしめて勉学させる、そうして出てきた者が

高等普通教育をどんどん望んでくる。望んでくるとなれば、その大勢におくれないだけ、希望する者はできる限り収容して、そして教育を与える。それが普遍化してくれば、それは義務制という形で、そして無償的な措置も高等学校にまで拡充されていく、こういうことがやっぱり今後の国家、社会における要請となつて、それは何年後に完成するかはわからないとしまして

【理事豊瀬一君退席、委員長着席】

要請となつて教育の仕事というものが伸ばされなきゃならぬ、こういう考え方には私は大臣も御賛成だろうと思う。そういうことであらば、どうして現状においては、義務的な姿勢にまでは収容させられない、また就学するに都合のいい環境を整備してやろうか、こういうことが問題となつて高校の急増対策というふうなことが考えられてくる、そう思うんです。で、そのことから、高校の急増対策というものはどの程度でいいのだという限度は生まれてこないかと思う。幾ら多く作っても数少なく作っても、これはどうでもいいのだというところではもうなくなつて来ておる。どうしても、政府でさえも高校急増対策というところで苦勞しなければならなくなつてきたこの現実、現状というものは、ますます高等普通教育の必要を国民が認め、そして青年がこれを希望してくるという態勢に近づいておるということなんです。から、この態勢というものはどこまで国として押し進めていくかということ、その限度を考へる場合には理想として、理念と

して、希望する者は高校に収容させていきたい、これしかないと思う。あと何にもないと思う、それは。ただ、今度には、現実問題として起こってくるものは、それは財政事情、それしかないと思う。教育制度の建前なり、あるいは将来の日本のあり方、先進諸国にひけをとらないと申しますか、あるいは資源その他のない日本として、技術、頭脳、これによって日本の経済をまかなつていかなければならぬ、こういう態勢に近づいていくことのために、どうしても高等普通教育、あるいは大学、このことで頭脳と技術とを伸ばす以外には日本は生きていけない。しかも、父兄はこれだけ希望して来ているのだ。これにこたえるのにはどうしたらいいかという問題として、これは考えられていいのではないかと、私はそう思つておるのです。ですから、幾つ高校を作つたからいいとか、幾つ作つたらいいとかいうようなことの判断というものは、やっぱり基本的にはそういう要請にこたえ得るかいかという問題に帰すると思うんです。大臣のお考えはどうなんでしょうかね。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) まあ制度という前置きで義務制のことを申し上げましたが、このけじめをつける方法としては、義務制で初めて名実ともに明確になるという意味で申し上げたつもりであります。お説のとおり、高等学校に進みたいという希望が今日だんだん高まつて来ておる。今後も高まつて行くでございましょう、そのことは学問に対する、学ぶということに対する青少年の意欲も、むろん第一義のことでありまして、同時に国民の暮らし向きがよくなつていくことにもまた正

比例して向上していくものと思ひます。そういうことで国民の側が、青少年の側が希望する、進学の希望をだんだんと高めていく、量的にもそれが多くなるといふことには、国としても、公共団体としても応じていく立場にむろんあると思う。その努力は従来継続的に、不満足な点もあつたでしようけれども、なされ続けておると理解いたします。まあそこで、義務制でないのもんですから、ぎりぎり決着こうだというのびきりない線が出てこない筋合いのものではないと思ひます。の、せめて全国的に見ました場合には中学校卒業率に對しての比率で、六〇%が三十五年の実績だと承知いたしてありますが、三十六年度はもっと向上しておりますが、少しこれは異例に属するケースのようでございます。そこで、安定した係数をとれば、三十五年の六〇%の進学率というものは確保するの、高校急増の対策としての基本線である。それからあるパーセンテージが向上して、急増のピークが終わるというふうにとらえまして、その程度は国の立場においても、都道府県はまあ当然のこととして、国の立場においてもそれだけは確保することが当然の責任であらう、そういうことで対策を講じているわけですが、これはまあだんだんと年がたつにつれて、比率としては向上していき、現状としては、百パーセント受け入れても、希望者は輸出するという事態に対処してどうするかということ、今お説のとおり、国民側に立ったその要請にこたえる努力が、なし続けられなければならぬ。そうなりました極点に達しますれば、義務制としても何ら支障の

ない、財力から言いましても、進学の向上心から言っても、義務制と何ら異ならない条件が具備されますならば、私はそのときは義務制にしても無理がない、さらに極端に言えば、それが向上して、大学程度にまで同じ状態が生まれ出てはいけないものではないのですから、ゆくゆくは大学に至るまで、同じような考慮が払われてもいい時期がこないとは言えない。まあ、ものの受け取り方としては、それが私の今言いましたこととお説が同じかどうかは別といたしまして、大体のお気持はわかるような気がしますし、私もそういうふうな受け取ってはおります。それで当面の現実問題を中心に今まで申し上げておたわけでありませう。

○小笠原三男君 それで今国が考えておる高校の急増対策というものが、あるピーク時までのそれを考えておりますが、これに即応して大学志望者というものも増加してくると思うのですね、これに対しての対策というものは考えておられるのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これも高校急増対策ほど具体的に一定の数を選定しまして、それに応ずる角度からはとらえておりませんけれども、趨勢として、高校のピークが当然大学に移ってくることは予想されるのであります。そのための理由で対策は講じていないことは、今申し上げたとおりでございますが、それよりももっと包括的な立場で、世界をあげての技術革新の競争といつてもいい現在の時期に際会いたしまして、日本が現状もしくはそれ以上の上向きのカーブで繁栄を続けていくならば、何と

のですが、できるならばちょっと御説明いただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 担当の大学局長が、ちょっとようはかせぎみで休んでおりますからお答えできませんけれども、ただし、今すぐで済んだものを直ちに御届けできないにいたしまして、こうなるはずだというものは、文部省としては当然持っておるべきことでもありますし、持っていないとしても、できるものと思ひます。作らせまして、時間がかかることは御了承いただいて、お届けを申し上げます。

○小笠原三男君 それで、高校急増の対策でございますが、三十五年度は中学卒業生の六〇%と見たというものが、今後どういふふうに移るかと、いうことで、やはり考えられておって、何かそれも発表されておるようですが、もう一度それを知らせていただかせませんか。

○政府委員(福田繁君) 今後の急増期の進学の率でございますが、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、大体一番近いところで、安定した年という意味で、三十五年は五九%というのがございます。三十八年の急増期におきまして、六〇%を確保したいという計画で、三十八年度六〇%、三十九年六十一%、四十年になりまして六三%というので、その後におきましては、漸次進学率も向上すること考えられますので、大体四十五年におきましては、進学率七二%というような上昇を見込みまして計画をいたしておるわけでございます。

○委員長(大矢正君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(大矢正君) 速記をつけて下さい。

○小笠原三男君 そうすると、大臣、昭和四十五年の七二%、それが急増対策によって校舎が増加し、一方において生徒数が、卒業生が減ってくる関係があつても、進学率が高まってくる、こういうことになって、七二%になるのだと思うのですが、この七二%というのは、それ以上将来には、もう急増対策でやつた収容力からいへば、どんどん進学率が上がってくるのですか、どうなるわけでしょう。

○政府委員(福田繁君) 四十五年七二%と推定いたしましたのは、国民所得の倍増計画に伴います総合計画において、大体十年先の四十五年において七二%程度になるであろう、と申しますのは、国民生活の水準も向上し、それに伴つて高校の進学者の率も高まる、こういうような一応の推定のもとにやつたのでございまして、それ以後については、あるいは高まるとも思われまふけれども、計画としては、現在のところ四十五年までの計画しか考へてないわけでございます。ただ急増時におきましては、これは三十八年、四十九年、四十年の三カ年でございまして、四十五年、四十四年の辺は、これは急増と申すよりも、今申しました他の総合計画に基づく進学率でございます。

○小笠原三男君 それでは、三十八、三十九、四十年と、三カ年計画の急増対策が完了すれば、高等学校の収容能力というものは、そこで固定する、その固定しておる収容能力の中で、一方、

今度は生活水準が高まってくる関係で、卒業生がだんだん減つてくるとも、進学希望が多くなつて、その学校へ収容せざるとなれば、私立としては七二%ぐらいいは見られるし、むしろ収容はできるのだ、こういう計算なので

○政府委員(福田繁君) 四十五年ごろになりますと、大体、高等学校に進学する者も固定して参るというふうな考え方でございまして、申しますのは、三十九年以降におきましては、中学校の生徒も漸減して参る。そして遠い将来はわかりませんが、四十二、三年ごろになりますと、大体一定の線まで固定してくる、こういうふうな考え方でございます。その中で、高等学校に進学するものも、大体、数としては固定してくるんではなからうかと、こういうふうな想定のもとに一応の計画としては考へておるわけでございます。

○小笠原三男君 くだいようですが、急増対策の三カ年計画の急増が完成したと、そして既設のものと同合わせれば、その後七二%になるが、七三%になるが、収容する能力だけではも保持できるだけの体制はできると、こういうことですか、一方、卒業生が減ってくるわけですか。

○政府委員(福田繁君) 少し言葉が足りなかつたかと存じますが、だんだんそういう生徒が平常化して参りますと、この三十八年、四十九年に急激に増加しました生徒も高等学校を過ぎしてしまふので、したがって、恒久的に進学率として、進学者として、若干ずつふえていく分は、これは四十四、五年ごろに残るわけでございます。したがって、異常な急増としての形は消

えて参りますけれども、長い期間に進
学率が高まると参りますと同様な高ま
り方、言いかえまると、高校入学者とい
うものが七二%までにはふえてくる
と、こういう想定のもとに計画してお
りますので、その時期におきましては
は、大体、高校入学者は七二%だけは
収容できると、こういう計画のもので
ございます。

○小笠原二三男君　そうすると、まあ
しつこいようですが、結局三年間のこ
の急増対策による校舎の建築、既設の
校舎、これらによって、あとは老朽校
舎その他の問題を処理していけば、一
応もう希望する者は七二%であれ何で
あれ、進学はできるんだ、その校舎に
進学できるんだ。あとは急増とかいう
ようなことはない。もう整備の段階に
入るんだ、内容の充実なり何なりの段
階に入るんだと、そういう計算なんぞ
ですか。やはり年々高等学校は四十年後
においても新設を要すると考えている
んですか、この点を聞きたかったんで
す。

○政府委員(福田繁君)　三十八年、九
年、四十年に、大体先ほど申し上げま
したような進学率を考へて計算いたし
ますと、高校在学者数におきまして大
体百二十三万人増になる計算でござい
ます。で、このことは毎年の高校入学
者が、三年間に毎年百五十万程度入学
できるというものでございます。した
がつて、この高校入学者の臨時にふえ
る分で、これはそのままあとに残りま
せんが、先ほど申し上げましたよう
に、三十五年と比較しまして、四十五
年におきましては公立の在学者総数と
しては、三十五年が二百二十九万程
でございまして、それに対して四十五

には二百五十六万程度の在学者が見込
まれるのでございます。七二%にいた
しまして、したがって、この二十七万
程度の増というものが見込まれてい
るわけでございます。したがって、施設
としては、三年間の臨時にふえます百
二十三万人の増加する生徒に対する受
け入れ施設というものを十分確保する
必要がございます。それからまた恒久
的にふえる部分の高校生の数は、大体
所得倍増計画等に伴います技術者の
養成ということが主たる目的でござい
ますので、内容はそういうものが主で
ございまして、したがって、この高校急
増期間が過ぎましても、そういう施設
についてはやはり今後継続的に整備す
る必要がある、こういうふうに考へて
おります。

○小笠原二三男君　もう時間がなくな
りましたからあと次回に回しますが、
問題は、四十五年度の二百五十六万と
いうもののつかみ方ですね、推定によ
る二百五十六万というものが、これが
大体その線に当たればよし、当たらな
ければここにまた問題は残るわけです
ね。それからもう一つは、これで高等
普通教育は四十五年ぐらゐの日本の現
状としてもいいのだ、これくらい収
容するだけの施設を持っておいたら十
分なのだということが示されることを
私は希望したいのです。もう少しそ
の点を次回に御説明いただければよう
な資料をお願いしておいて、私の質問は
一時やめます。

○片岡文重君　大臣にちょっとお尋ね
したいのですけれども、大臣の高校教
育に対する考えは、今の小笠原委員
との質疑の中で大体わかりましたが、
しかし、教育というものは、あらゆる

長期計画の中で一番やはり先を見通し
た基礎的な考え方に立ってやらなけれ
ばいけないと思うのですが、この四十
年をピークとする急増対策も、三十七
年度予算を見ると、ほとんど全くゼロ
といつてもいいくらいに国の施策は当
初の計画から見れば削られておりま
す。ほとんどが地方依存になってお
る。これがもし四十年度なり四十五年
度なり、こういう期限といふんです、
大体そこがピークになる、最高にな
る。あとはどんどん下っていくといふ
ことでなしに、将来もどんどんそうい
う点までふえていくだろうといふこと
であれば、地方でも、それから私立で
も、どんどんといふことはへんかもし
れぬけれども、とにかくその施設を
作って学校を作ろうという気分になる
でしょう、特に私立の場合は、ところ
が、そうでなしに、見え透いた何年か
の先には、もう不要になるのだ、あと
はせつなく施設を作ってもどうなるか
わからぬというふうな見通しに立て
ば、地方自治体でもそうであるし、い
わんや私立の学校などというものは、そ
うできる見通しはないわけですね。義務
制にするかどうかというところは離れて
も、多数の進学希望者として、進学の
能力のあるものが普通の能力のあるも
のがはねられていくことになる。進学
の希望を拒否されることになるので
す。そういうことを考へると、私はこ
の際、ほかの経費を削ってでも高校進
学の希望者に対しては思い切った措置
が国家として取られなければならない
政府として取られなければならない思
うのですけれども、とられておらな
い。この急増する生徒の措置を、一体
このままで問題もなく納まるものと考

えになつておられるのか、あるいは
将来の高校の進学の希望を持つ子供
ら、そうして、しかもそれがIQが七〇
とか、八〇とかであるという子供な
ら仕方がないけれども、そういう激甚
な――最優秀生とまで言えないけれど
も、普通社会人として社会生活に対応
し得るような能力を持っておける者は、
その進学希望をできるだけかなえてや
るのが、私は国としての政治のあり方
だと思ふのだけれども、こういう点に
ついて大臣はどういうふうにお考えに
なつておりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)　進学する
であろう生徒数の増、これは推定に基
づいておりまして、ふたをあけてみて
誤差があり得るものではございませ
んが、先刻来お答え申し上げておるよ
うな基礎に立って推計をいたしました。
その増加生徒数に対しては、高校
の新設もしくは既設の学校における増
設ということで、まかなえるだけの財
源措置をいたしておるのであります。
これはもう前々お答え申し上げました
ように、全体の事業費を五百五十億
と押えまして、約五十億近いものが三
十六年度に、主として工業高校の形
でございまして、措置済みでございま
す。三十七年度において百五十四億の
財源措置をいたすことによつて、三十
六年度プラス三十七年度の財源の措置
額、合計いたしましたもので、三十八
年の急増第一年に備へるには十分であ
るという計算のもとに手当はいたして
おります。ただ、それでしよちゅう
問題になりますことは、それが地方交
付税で措置せられ、あるいは起債で措
置せられておる、そういうときには数
字的につじつまが合うにしても、はた

してそれぞれの都道府県が、現実にそ
れだけのものを実施するであろうかど
うかに懸念があるというものが、主とし
て国会で御懸念の点であると思ふので
あります。それを心配し始めますと、
ば、ひとり教育の問題のみならず、そ
の他の公共事業系統のことといえど
も、地方交付税ないしは起債を財源措
置として引当てにいたしまして実現
されるであろうことを期待しているわ
けですが、すべてこれ懸念にたえない
といふことになる道理だろうと思いま
す。したがって、各都道府県知事がそ
れだけの財源措置を、国としての立場
では措置をした、その線に立って高校
急増が自分の行政区域内における直接
責任の課題だから、まじめに取り上げ
て実行するといふ政治的な良識がある
限りには、必ず実行できるはずだから
安心できる、こう考へる立場に立って
おるのであります。

○片岡文重君　見解の相違といふこと
になるかもしれないけれども、あな
たが今おっしゃった国としての措置を
十分尽くしておる。しかし、それは国
の予算ではなしに、地方交付税あるい
は地方起債等によつてだ、だからある
いは不完全かもしれないと自身言つて
おられるとおりに、こういうやり方は私
は国として――今あなたおっしゃった
良識ある政治家を地方知事に期待をし
ておられるようだけれども、国みずか
らが良識ある態度では私はないと思ふ
のです。時間がありませんから、その
点についての議論をしているひまはあ
りませんけれども、さっきもちょっと
言つたように、これがどんどん伸びて
いつまでたつてもふえる、利
用価値がふえるだけだといふ施設のこ

とであるならば、その地方起債等によつても私はやり得ると思う、また心配するでしよう。ところがそうではないに、カーブを描いてしまふわけですね。下降するわけですが、一定の期間に。しかも、それが相当長年月にわたつてそういうのでなしに、短い期間に下降線をたどるといふことになれば――しかし施設としては、最高のことを目途としてやらなければならぬ。ところがその最高の目途が近い期間である、あと下るのだといふことになれば、それは地方の知事といえども、そう熱をもつてやれるはずがないでしょう、あり余っている財源がどこにもないんだから。そういう点について大臣は少しも懸念を持たないのかどうか。それからもう一つは、完全に手を打つたといふことは、あくまでも進学率を従来の、つまり進学希望を持ちながら拒否されておつた子供たち全部を除いたところの、今までの、つまり狭き門でなおかつ入れ得る限界をもつて起算の基礎としておる、ここにも大きな問題があるんです。私はそこをもっと広げて、その限界をおかないで、希望し得る、しかも社会通念から言つても、社会人として自立し得る常識を備え得るような子供たちには、それぞれその向き向きに従つて、せめて高校教育ぐらいは受けさすべきじゃないか。そういう長期の対策を国家として立てべきではないか。特に荒木さんは、すべての問題について非常に強い信念であられるようだから、そういう国家百年の大計を立てるために大きく目を開くべきではないか。この期待と予算とはあまりにもかけて隔てている、もっと大きく目を開く意思はないかど

うかといふことをお尋ねしているわけですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 第一点、先ほどお答え申し上げたことで自信があるかどうかといふことですが、自信があります。裏づけをしたかという意味において自信があります。ただ、先刻も申し上げましたとおり、都道府県知事が誠実に実行しないといふことが万一あるならば、その点で誤差は出てくるおそれがあります。そういうことはないと信じているのであります。だから現実問題として、東京、京都その他の富裕県、あるいは中どころ以上のところでは、文部省で一応推定しておりましたよりは、より多くの学校の整備を具体的に計画しているところもたくさんございます。問題は貧弱県において問題があるかと思ひます。この点は先ほど来申し上げました地方交付税と起債で財源措置をするにあたりましても懸念されたところでございまして、地方交付税法の改正等をめぐりまして、その貧弱県については現実のことによつて万全を期したいという裏づけのもとにスタートしておりますので、自信ありと申し上げ得るかと思ひます。活眼を開いて将来の教育計画を十分考へるという仰せでございまして、その御指摘の考え方には私も同感でございます。ただ微力にして、現実が伴わないおそれがありますけれども、先刻来、小笠原さんにお答え申し上げましたような気持で、学校制度というものの、学校設備というものは、何も文部省の立場だけで物考へるためのものでないかと心得ております。国民側に立つて物考へ、国民の要望に

極力沿う建前で全努力を傾けべきだ、そういう考え方で、私のみならず、文部省の関係者一同熱意を込めてやりたいと思つておりますことをお答えいたします。

○片岡文重君 質問はまだありますけれども、先ほどの委員長の要望がありますから一応留保しておきます。

○野本吉吉君 きわめて簡単にですが、今朝来、小笠原委員その他からいろいろの御質問がありまして、そのうち私は思ひ起こすことがあるのでありますが、実は今の日本国憲法が議會で審議されたときに、義務教育の問題が相当論議されたわけでありました。原案には児童という言葉が使つてあつた、チルドレンという言葉が使つてあつた。この原案の児童という言葉を使つたまま憲法に規定してしまふことは、日本の国の教育の質的な非常に低下になる。何とかしてこれを高める方法を講じなければいかぬといふのでいろいろ議論し、それからGHQ等にも何回となく往復いたしました。これを子女という言葉に改めた。その事実を今から新たに想起してやまないわけなんです。これで一応児童から子女までいふたことによつて、今の義務教育の六三制の基礎が憲法の上においてできてきた。なお、義務教育の問題につきまして、これは父兄に対して教育の義務を負わせるのであるから、国の責任において父兄が負つた教育義務に対してこたえる道を開かなければならぬ。この道を開くためにいろいろのことが必要であるが、このことは父兄の負担と国の財政能力との見合いにおいて十分考慮しなければならぬといふのが、現在、憲法の審議録にも明らかに残つて

いる事実であります。この考え方は、高校の問題についても、ある程度適用いたしますか、考へてみる必要のあることであるといふことを、今私は当時のことを思ひ起こしまして申し上げる次第なんです。そこで、高校の問題につきまして、政府はいろいろの紆余曲折を経まして、党、政府、大蔵省、自治省等の間において話し合いがつきましてのが、現在、大臣から、るまた何回も何回も説明される財政的な措置である、大臣はこの財政的な措置によつて、父兄の要望、あるいは府県の要望にこたえ得るといふお見通しのようでありまして、私はその大臣の言葉に信頼したいのであります。重ねてその点について大臣の御答弁をいただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあ先ほどお答え申し上げたとおりで考へております。ただ、現実問題として、そうでなかったじゃないかといふことが後ほど起こらないとは、これは保証できないけれども、しかし、これは三十三六、七年度において急増対策を続けてきておりまして、これはあくまでも三十八年度の新学期に高校に入ってくるであろうところの急増生徒に対する対策として前向きな姿勢でございまして、その三十七年度実績等を見ながら、常にこれを監視しながら、今申し上げたことが期待に反すること、はななだしきことあれば、それに対する応急措置は当然考へなければならぬ、それはそう考へますけれども現在としましては、私は都道府県知事の良識に期待し、国として考へました財源措置、裏づけによつてやれる、こう考へている次第であります。

○野本吉吉君 私は与党の一員といたしまして、この問題は非常に大きな問題である、こう考へておりますので、大臣の今の御答弁に對しまして、今後われわれ与党の者といつても、事態の推移に對しましては、どこまでも嚴重に監視の眼を離すわけに参らないといふことを一言申し上げておきます。

もう一つは、高校の入学の問題であります。これは、大臣及びこれは高校の問題について法案を提出されまして社会党の方にも共通の問題としてお伺ひいたしておきたいのです。で、高校の全員入学運動といふものが、最近非常に各地で組織的に行なわれております。もしその全員の入学運動といふものが、それらの人たちの希望するようには現実の問題になつた場合に、これは制度的には義務制ではなくても、實質的には義務制に通ずるようなものになつてくる。そのときに、私は高等学校というの一面において普通教育であると同時に大学へつながら教育である。高等学校の教育というものを普通教育として見なければならぬ面と、大学に通ずる専門教育への道としても見なければならぬ。その際に、そういうときに、全員入学の場合に、一体今の高等学校の学科課程で普通教育といふことは満足できるか、しれないけれども、大学への専門教育の基礎知識として満足できるかどうか、これは非常に疑問がある。したがつて、もしそういうことになつてくれば、その高等学校の教育というものが、円満にその目的を達するために高等学校の学科課程というものを改めなければ、普通教育としての教育と専門教育への道

としての教育とを充足することができないのじゃないか、こういうふうに考へるわけで、結局は、大学へ進もうとする者に対しては、学力の質的な、学問の質的な低下、これがどうしても予想されるのであります。この点について文部省ではどういうふうにお考えになりますか。それからこの法案を提案されました社会党の方はどういうふうにお考えになっておりますか、この一点だけをお伺いしたい。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 先刻お答え申し上げたこととさせていただきますが、少なくとも現状におきまして高校全員入学というスローガンは適切じゃない、ただ一見もっともらしくは見えませんが、教育効果ということを見れば生徒側に立って考へるについて十分の思慮が私は足りない、現行制度のもとに立脚して申し上げる限りにおいては、ある程度の競争があることは本人のためになる、私はかように理解しております。

○米田勲君 私はいまの文部大臣の答弁とは非常に考へ方が違っております。野本委員は、高校全入の運動の問題に関連して意見を交えて述べられていますが、まず第一に、私は国民の間には起つておる高校全入の運動というものは正しいと思っております。教育の分野にまで優勝劣敗の資本主義的な物の考へ方を持ち込んでくる必要はないので、親も子供を教育したい、子供も教育を受けたいと考へている者が高校に学べるような条件を作つてやるというの、国の当然の責任である。そういうふうにして一般国民の知能のレベルをより高く、広くしていくことは何ら差しつかえないことである。

差しつかえないというよりも、むしろそういう方向を目ざすべきである。

したがって、私たち社会党は、この国民の高校全入運動というものを強く肯定する立場に立ちます。しかし、現状において直ちに飛躍して、その高校全入を短期間に完成するということが、いろいろな条件を解決する必要があると思います。その方向を是認しながらも、現状の段階を一段前進させるといふ考へ方に立って、われわれの考へる法案を今提案しておるわけです。

それから野本委員の考へ方ですが、高校により多くの希望する生徒を入れる条件を作ること、専門教育としてのコース、大学へのコースを考へるときに、高等学校の教育の質的低下がくるところではないか、こういうふうなお考へ方ではないか、私にはそのことは考へ方が違つておるのではないかと思ひます。高校により多くの生徒を収容しても、その生徒を教育していくための設備なり、施設なり、その他の条件をできるだけ充実していくことによつて、そういう懸念はないし、かりに百人の学生、生徒を収容していくうち、百人全部を大学進学という方向に合わせる必要は毛頭ないのである、その中のよりすぐれた素質を持った者、より優秀な者が専門的な教育をさらに受けるために大学へ進むというものの考へ方、その他の高校の生徒は、そこで受けた高等普通教育を基礎にして社会に出て活動していくという考へ方に立てば何ら差しつかえない。決して、高校により多くの生徒を収容するようないやう方をとると高校教育の質が低下するといふ考へ方は妥当でないのではない

いか、こういうふうに私は考へるわけである。

○田中啓一君 関連して。私は文部省並びにただいまの法案の提案者に御所見をただしたいと思つてございませう。私は高等学校というものは、現在、どの高等学校でも、もともと農業とか、あるいは工業高等学校とかいうふうに分かれてはございしますが、それぞれまあ教科課程あるいは教科内容とも申しますか、そういうものが制定をされておまして、それを生徒に教える、生徒はこれを理解をする、こういう制度のもので心を得ております。ところが全入学と申しますと、中学校を出た者は、希望するならば、とにかく全部入れよう、こういうことでございませう。また、現実にも、実は地域によりましては希望するならば全部入つておるところもある、まあ大へんに入学試験が激烈だと申さなければならぬような学校あるいは地域もある、こういう現実の状態だと思つて。それで、先ほどまあ小笠原委員からの御質問にも、学力の検定のようなことはあるいは必要かも知れませんが、ただ選抜というものはどうも教育の方針にかなわぬのじゃないか、こういうような御趣旨の御質問もあつたように私は伺つております。で、その希望する者をみんなそれじゃ入れてやるように高等学校を整えようじゃないかということも、私はこれも一面ごもっともなところがあると思ひますけれども、私はそれよりも前に、教育の内容というのには非常に広いものなんだ、それぞれ能力に応じて世の中の仕事にも立つように能力を伸ばしていこうと、こういうことのように思ふのであります。そこで、そう考へま

すと、私は全入学ということを考へるには、まず高等学校の教科を能力に合せてやれるように、したがって、まあいろんな私は、ちやうど特殊学校とか、特殊学校とかいうことにも通ずることと思つてありますが、そういう私は教科の課程というものを考へなければいかぬのじゃないか。その上のことでこれはあわせ論じないと、私はいかぬのじゃないかと思つて。それで論ずれば、ただ論だけになつてしまふのじゃないか。こういう気がいたします。ので、あわせて両者の御所見を簡単に伺つておきたいと存ずる次第でございます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) ただいまの田中さんのお説なり御質問、先刻、野本さんの御質問になつた共通の部分があると思ひますが、高等学校の教育内容、教科内容というものがいかにあるべきかということ、なかなかしつうとが断定的には申し上げかねると思ひます。もの、高等学校が一般教育を主とする学校であることには間違いない。しかしながら、同時に進学する希望も持つておる者が相当ある、そのことを全然無視するということもいけなう。私は両方の調和をどこに求めるかというところが教育内容からは適切じゃないからうか、かように考へます。

○米田勲君 ただいまの御質問にお答えをいたしますが、私には能力のない者は高校に入れないほうがいいんだという何か考へ方のように聞こえるんですが、そういうことを肯定すると、義務教育である小学校、中学校に同じような考へ方が働かぬかと心配をするわけですが、もちろん子供の中には精神薄弱、あるいは身体障害、あるいは

はその他の事情で普通の子供とは全く違つて子供がおりますが、これはそういう特殊学級その他の教育によつて救うとしても、それ以外の子供は小学校に入つてくる。これは教えた経験のある者ならみなわかりますが、小学校のとき、一年生から六年生までの学級を見てもピンからキリまである、知能には。そのピンからキリまである知能に即応するために、小学校の教育をこの一番劣つておる知能の程度にまで下げるという必要は毛頭ない。現在そんなことはやらない、中学校も同じです。だから私は高等学校に入ること希望する——しかし、その希望している子供にも非常に知能に傾斜はあります。ありますけれども、それらの子供をより多く収容して、学問を研究する勉学の機会をより長い期間与えてやるということによつて、その個人個人の知能は必ず前進するものである、意味のないことだといふもの考へ方は成り立たないと思つてございませう。それと私は、先ほど小笠原先生のほうからも意見が出ておりましたが、実際、日本全体を見ますと、大きな都市、そしてその有名校、越境しても入学試験を受けるといつたような集中している学校については、相当の能力があるにもかかわらず現在のところ入学はできない。いなかのほうにいくに従つて、北海道の場合でもそれが言えるんですが、都市の学校よりも入学の試験のときの成績ははるかに低いけれども、高校に入つていくことができるという非常にアンバランスができています。教育はすべての子供に学問を受ける機会を平等に与えるという必要がある。そういう角度から私は全

入運動の方向は正しい、できるならその方向に国家は計画を立てて努力をすることが正しいんだと思う。知能のない者は高等学校に学ばすべきではないという考え方は、少なくとも国家の将来を考え、教育行政を担当していくものの立場からは考えてはならないことではないかというふうに考えております。

○小笠原二三男君 午前中、大臣と現在の日本の教育体系あるいは義務教育との関連等から、高等学校の教育というものは広くこれを受けさせる機会を与えるべきであらうし、そのことが日本の将来の発展の上に正しいことなんでしょう、それがただ単に現実的にマッチしないというところに問題があるのではないかと、大體同じ意見だというふうに伺って、それから、今の野本さんの御質問によると、高等学校の全入運動——全入学ということとは望ましいことではない、子供には競争させ、競争心を起こさせる、そういうようなことからいって選抜がいいのだ、こういう断定的なもの言いは、これは根本的に教育を考へる者の立場からいう問題だと思つて、憲法があつて、教育基本法が当時作られて、貧富の差なく、望む者はいかなる教養でも教育でも与えたい、こういう一貫した精神で日本の教育行政というものが進められてきたと思うのです。そして大臣がおっしゃるとおり、現実がそれに沿わないために、貧しくて進学の希望を持ち、能力のある者は、定時制なりあるいは通信教育なりで、なお勉学、向上心を満足させるという形をとってきたはずなんです。けれども、これはすなわち自然と発展

する形においては、高等学校の教育を受けるにも多くの経済的な負担がなくて勉学する機会が与えられるということが、大きな立場からいって、これは日本の国民の望みであらうと思うのです。また為政者のそれは常に念頭に置くところであらうと思う。過去の保守党内閣が定時制なり通信教育なりを創設したり、あるいはそれは時の財政の都合で補助金をふった切ったり、いろいろなこともありました、二十五年、六年当時は国庫負担制などというものを真剣に文部当局において考えた時代もある。そして教科書のみならず、学用品なり、あるいは給食費なり、交通費なり、ひとつ国で負担すること、教育諸条件を伸ばそうというふうに、これは過去の保守党内閣だつて非常な力を入れた時代があつたが、財政的にそれが実現しなかつたというだけのことです。今、大臣のおっしゃっていることは、単に現実的な技術論なんです。学校収容能力というものが、限定されておる、ますがある。たくさん希望するはみ出す。だからそれはしょうがないのだという形を、全員入学運動は望ましくないとか、あるいは選抜制で競争心によって入学さすほうがいいのだ、そういうことを言ひ出す。これは文部大臣として自己矛盾ですよ。義務制において小中学校の一定の教科課程を終えたものを卒業させるのです。これは国の責任なんです。そうした中学卒業の資格を持ち得た者が青年後期の高等普通教育に入るといふことを、これは選抜によって弱い者、能力のない者は入らなくていいのだということはおかしい。高等学校というものは中学

を卒業した者が入れればいい学校なのだ。入れる学校なのだ、建前は。ただ入れ得ないという、さすが小さいというところに今の悩みがあるのです。技術論なんです、それは。それを全員入学運動というものが何か教育上望ましくないというふうなそういうもの言ひ方、私は大臣、ちよつと言ひ違ひはなかつたかと思うのです。少なくとも義務制として受学義務を国が命じて教育を授けた。そして卒業した子供を入学資格とする高等学校に入学させるべくと、教育の制度として教育の原則として、教育の制度として、これは自己矛盾ですよ。そうではない、でも、もしも大臣が、内容に立ち入つて、中学卒業者の中には、希望する者があつても、能力がない者もある、高等普通教育に耐え得ない者もあるのだ。だからそれはほつていいのだと言ふなら、その学習の能力に耐え得ないというものは、小中義務教育にあるわけなんです、この義務教育は国が、公共団体が、ともにやっている過程において、そういう者が一人もおらないようにするための一切のサービス、奉仕というものが、これは文部省として当然の義務なんです。文部省の仕事はそこにある。そして高等学校というものは希望する限りこれは入れ、そういう環境を整備することが、やはり文部省なり、公共団体の直接国に奉仕する責任だと思つて、それを理念的に、初めから高等普通教育には、全員入学運動は望ましくない。全員入学は望ましくないとか、あるいはまた選抜制度がしかるがゆえに正しいのだ、またその理屈をつけて、競争

心を持たせるといふことは当然のことだ。これは一國の文部行政を担当する、国民に直接教育において奉仕する立場にある文部大臣の言としては、私はとらなないところなんです。何か私はその点は言ひ違ひだつたと思う。もう一度その点については御答弁願ひたい。

また、野本委員は、そういうふうな全員入学的な形で入ることによつて——これは内容もやはり含んでいゝ。能力の差のあまりにはなはだしい者が多数高等学校に入ることによつて、大学へ進学する専門教育がおろそかになるやのお話があつた。けれども、これは先輩である野本委員にも、これは、考え違ひではないかと思う。日本の高等普通教育は、戦前における旧制高等学校のようない、予備校として存在させたのではない。だから、さつから六三三の体制としては、青年前期後期、阿々相まつて人間完成、一応の普通高等学校教育が完了することだ。こういう建前なんだということ、私は再三申し上げた。今日、現状においては都市における高等学校の競争率の激しいというものは、大学進学のための予備校化しているところに、この問題が起つてきているのです。しかし大学に進学した場合において、新たな体制としては、大学課程前期二年といふのは、専門教育に耐え得る基礎的な教養を与える期間として、大学そのものがそのことを行なうことに建前はなつてゐる。はつきり制度の上から、教育内容の上からも、分別されてゐるところなんです。したがって、その点は考慮する必要はない。原則論として、一般教育論としては考慮する必

要がないところなんです。私はこれは大臣が、教育制度のあり方として、高校全員入学というのはいささか、高校と、選抜制度が正しいのだというふうな意味で言つたとは思へない。そういうふうには聞き取りたくない。けれども、大臣がもしもそうだといふならば、その御答弁願ひたい。よろしい。時間がありませんから、あとでまたその点は申し上げますが、答弁違ひであつたのではないかどうかという意味で、まず一応の御答弁だけ承つておきたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私は、先刻も小笠原さんの御質問に対してお答えいたしましたとおり、高等学校の入学希望者、現実に立つて三十五年度の六〇%の進学率、この程度のものは急増期間中といへども維持していくべきだ。こういう考え方に立つて、高校教育については対処せねばならない。そうしてゆくゆく単に志望した者だけでなしに、国民がすべて、原則としてすべて中学を出た者が高校に行きたいし、行けるような条件がだんだんと備わつてきたという現実に即し得る場合には義務制という考え方があり得るであらう。しかし、それは今としては考えられないことだ。こまま申し上げたわけでありませう。先ほど来の野本さんその他に対するお答えは、その堅持においてむしろ変わりません。全員入学運動なるものが義務制にすべきだといふんなら話はわかる。ただ、国民側のもろもろの条件も整わないのに、ただ全入運動と言ひ放すことに弊害があり、その言ひ方そのものが私は合理的でない、こういうことを申し上げたつもりでございます。したがって、その前

提に立つ限り、選考によって、競争によつてその質問をより分けるということもやむを得ないし、当然だ、そういう考えを申し上げました。すべて、希望するなら入れなければならぬという考えは、義務制度であるならば言えない。そうでないのに、その条件を整えないで、ただ全員入学ということとは私は無責任な放言だろつと思ひます。それが言えるならば、大学にも全員入学を叫ぶべき本質を持っておる。その客観的条件、国民的条件が整わなければ私は言うべきじゃない、その意味で、義務制にすべきだという主張ならば、一応の考え方としてはわかるという気が持しますから申し上げます。

○委員長(大矢正吉) ちょっと小笠原委員に申し上げますが、文部大臣の意見と小笠原委員の意見とはかなり食い違ひがあると思ひます。そこで、いろいろ御意見があると思ひますが、委員長の立場といたしましては、午後一時の参考人の意見は、これは当然聞かなきゃならぬことではございまして、外部から呼んでいただくことではございまして、一時を多少過ぎましても委員会を開かしていただいて、参考人の意見を聞いて、できることではありますれば、今の問題は参考人の意見を聞いたあとで、ひとつ結着をつけたほうがよろしいんじゃないか、こう思ひますので、そういうことでひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○豊瀬一君 今の委員長の取りなしでけっこうです。そこで、野本先生、あなたがしゃつておられるように、午前中の話し合いどおり進行するということは絶対承できません。ただいまの文部大臣の答弁は、教育基本法の数

条に違反する疑いを多分に持つています。したがって、私ももととしては、こういう席上で文部大臣から基本法違反の発言があった場合に、教科書法案に直ちに入るといふことは絶対にできません。したがって、委員長が取りなされたように、参考人は外部の方です。から、これは時間を守つて予定どおり話を聞きまして、午後いかなる議題を取り上げるかは、午後の理事会で話し合ひをしたいと思ひます。

午後零時四十三分休憩

午後一時三十八分開会
○委員長(大矢正吉) ただいまから文教委員会を再開いたします。

これより義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律案を議題とし、本案につきまして参考人より御意見を聴取することといたします。なお、ただいま御出席の参考人は、東京都教育委員会委員長木下一雄君、全国教科書供給協議会会長今井兼文君、東京学芸大学学長高坂正顕君、以上三名の方であります。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多用中のところわざわざ本委員会のため御出席を賜わり、まことにありがとうございます。これより順次御意見をお述べ願うわけでございますが、各位の御意見の開陳時間はお一人二十分以内というところで、順序は木下参考人、今井参

考人、高坂参考人の順にお願いをいたします。なお、各位の御意見開陳後、さらに委員よりの質疑にお答え願うようになりまして、その点をあらかじめお含みおきを願ひたいと存じます。それではまず木下参考人よりお願いいたします。

○参考人(木下一雄君) 義務教育はこれを無償とするという憲法の建前で、今日までその趣旨の実行されて参りましたのは授業料を徴収しないという点でありました。しかし、授業料を徴収しないという点で義務教育の無償ということは満たされたとは考えられないのでございまして。現に、義務教育を無償とするという精神でさらに実現されたい教育施策として私どもが平素望んでやまなかつたものがあつたわけでございます。その一つは、義務教育諸学校の教科用図書を無償とすることであり、その二は、学校給食費を全額国庫負担とするというふうなことでございまして。

昨年夏、文部省に学校給食制度調査会が設けられて、わが国の学校給食のあり方につきまして十分研究されたことがありまして、これは、一昨年、学校給食費のことにつきまして国の補助が全部打ち切られるのではないかと、いふような予算措置も伺ひましたので、当時、学校給食の精神からいまして、私どもはこれを大きな問題として取り上げたのでございまして。さようなことからこの調査会が設けられました。いろいろ研究をされたことがございまして。そのときも、義務教育を無償とするという建前からいまして、学校の給食費を全額国庫負担とすべきであるという議論が圧倒的であつたの

でございまして。ところが、現状は一食一円の補助という実情にありまして、この調査会は、結局、少なくとも給食費の半額公費負担を目標とするにといたしました。それによりまして、年次計画をもって助成の率を高くして、完成年度で半額国庫負担のところまでこぎつけようというふうなことを考えまして、一応、小学校は五年、中学校は十年の年次計画をもちまして調査会といたしました。は答申いたしましたのでございまして、三十七年度予算に計上されたところを見ますと、ほとんどこのことは実現されていないようなことで、私も非常に遺憾に思つておることであります。さようなことからい

まして、義務教育は無償とするという理想の実現というふうなことは、なかなかむずかしいのではないかと、いふような一般の考え方もあつたと思つております。ところが、今回、別に政府におかれまして提案されました義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案は、先般、衆議院で可決され、参議院において御審議になられる運びとなりましたことは、わが国の義務教育の将来におきまして、まことに喜ばしい段階を築きましたものといたしまして、この義務教育は無償であるという精神の理想の実現の上にも、教科書無償制度の確立を私どもは願つてやまないものでございまして。教科書の無償が、父兄負担の軽減といふ現在わが国の教育施策の中でも重大な点とされております。そのことに大きな効果を持つてゐることは申すまでもないことでございまして。

書無償とか、学校給食費の補助のようなもの、普通以上の家庭に対してはあまり負担軽減の意味にならない。国の金を有効に使うためには、そのような少額な補助負担などはやめて、生活保護法の適用を受けるような家庭に有効に回したり、その他もっと適切な他の方途に回したほうがいいとするものが相当あります。もとより経済困難な家庭の子弟に対しましては教育についても考えなければならぬことは言うまでもありません。教科書無償や学校給食の全額国庫負担とはまた別の重要な問題として、このことは別個に考えなければならぬと思つております。

ここには教科書無償と学校給食というふうな面から考えてみる方がいいと思つてございまして。私も——私の考えといたしましては、普通以上の家庭と貧困の家庭というふうな差別をつけないで、一斉に、たとへば給食費の補助を行なうとか、教科書の無償をもつてするのが教育的には価値があるものと考えております。いわゆる金持ちでありまして、上流とかいわれる家庭の子供の学校に持つて参りますお弁当が——かつて、まあ長い間私どももそういう経験を持つておつたのでございまして、その子供の持つてきたお弁当のほうがかえつて栄養的であることが珍しくなかつたと思つております。子供が学校に参りますころには、まだ両親が寝ていて、女中にまかせきりであるような、家庭での幸福も、子供の持つてきますお弁当の中身はきわめて不親切なものがあつた、ときにはお弁当のおかずが案外粗末であつたり、またときにはおかずのからっぽなものさえ、かような子弟にか

えって見ることがあったのであります。むしろ普通以上、いい家庭の子供に学校給食は価値を持つという一面もあつていいのではないかと思うのであります。教科書の無償にいたしまして、私は同様のことが考えられると思ふのであります。あり余る家で、子供に多くのものを買つて与えるという習慣のついておりますような家庭では、価値の感情を子供に持たせるということがなかなか、かえつてむしろ少なくなつております。そのような習慣のついております子供もあるわけであります。教科書が無償というところで、学校が一樣に子供に教科書を与えようというつもりになりますと、すべての子供に価値の心持を起させるものであります。教科書の無償が父兄負担の軽減になるとともに、直接子供に与えます教育的価値はきわめて大きいといわなければなりません。

次に、教科書が無償とすることがかりに実施されるとなしまして、さうな時期につきまして申し上げたいと思ふのであります。政府は、とりあえず明年四月、小学校第一学年に入學いたします児童に対しての経費を三十七年度予算に計上しておりますが、少なくとも昭和三十九年四月から完全実施の運びになり得ますよう、このことをぜひお願いするものであります。さしあたり政府は教科書無償の措置を行なうことにつきまして、その実施の方法でありますとか、手続でありますとか、供給のあり方等につきまして十分検討することと必要とするわけで、義務教育教科用図書無償調査会を設置されることになっておりますが、その審議の結果を三十七年十一月までに答申する

ようなことが規則に書いてあるようでございます。ぜひ、さうなことからいたしまして実施移行の準備をする手はずを定め、三十九年四月から小中学校が完全に実施に移されるよう望むのであります。万一、国庫の財政負担能力の問題からいたしまして年次計画を考へるといふようなことになりまして、できる限り早急に、広い範囲の児童、生徒に行き渡りますよう努力していただかなければならないと思ふのであります。

次に、教科書が無償とする措置を行なうため、その実施の方法等について十分検討を加えるため、ただいま申し上げましたように、昭和三十七年度において調査会を設置して研究することになりまして、この点はまことに適切であると考えます。無償としたいにしても、これを供給いたしますのに、給与してしまふのか、貸与するのであるのか。これらの一つの点でも影響するところが多々あると思ふのであります。アメリカでは州の半数は学校備付に教科書というものがなつております。その他に給与する学校と貸与する学校とあるようであります。わが国の児童が教科書等に非常に親しみを持った生活をする習慣があり、また、教科指導上の慣習等からいたしまして、十分これらの点の研究も必要でございます。また、実施の範囲から考えまして、私立学校の義務教育に相当する児童生徒についてどのような方針をとつたらよいか。財政的にもなかなか検討されなければならぬ問題が多いと思ふのであります。また、経費を国と地方とでどういふふうに分担するか。これらの点もありまして、

調査会の仕事は一つ一つ大きな影響を持つものであります。しかしながら、いづれにいたしましても、三十七年十一月までには答申を終わつて、三十八年度予算措置に間に合うよう進めなければならぬと思ふのであります。なお、調査会が必要と認めた事項を文部大臣に建議するというのが条文に載つておるようであります。この点につきましても、できるだけひとつお取り上げいただくことが望ましいと思ふのであります。

最後に、国の財政能力につきましては、聞くところによりますと、ある場合には金は幾らでもあるというやうなことも聞くこともありますが、また予算という点になりますと、いつも初めは査定におきまして大きな棒を引かれるというのが毎年の例であるやうでございます。教科書無償が実施されました場合に、教育のほかの重要な予算の面がこの影響を受けるというやうなことがあつてはならないと思ふのであります。特に先刻も述べましたように、要保護、準要保護の家庭の子弟等、家庭に恵まれない児童、生徒のためには、さらに別途に、できる限り教育施策をしなければならぬことは、今日のやはり緊急のことであると思ふのであります。その他、高校急増対策を初めいたしまして、文教重点施策が教科書無償の制度によりまして影響を受けないように進められることを特に終りに望んでおく次第でございます。

○参事人(今井兼文君) 今井でございます。教科書の供給業者として、教科書無償制度実施について意見を申し上げます。機会を与えられましたことにつきまして、まずもお礼を申し上げます。私も供給業者としては、教科書の無償制度に反対するものではありません。ただ、実施にあつて、その供給がいかなる方法で行なわれるか、多大な関心と不安を持っておるものであります。いかなる方法で実施されるかは、いづれ法案通過の暁、設置されます無償制度調査会において審議されるので、今からとやかく申し上げることはしないやうでありまして、すでに実施要綱として私どもが承つております点について、私ども供給業者の立場から若干意見と希望を申し述べさせていただきます。私どもの不安を感じております点は、無償実施の際には、代金の支払いは国が直接発行者に対して行なうことになりましてあります。いわゆる中央決済の方法がとられることになり、現地における需給の円滑を欠き、はたして完全供給が期待できるかどうかという点であります。しかも、中央決済によつて供給業者は教科書の配送のみで代金の取り扱いから離れるというところは、あらゆる面で完全供給に支障を来たすものと思ふのであります。完全供給のためには相当の準備が必要といたします。したがつて、相当の残本も避けることはできないのであります。無償制度実施の際、この残本がどう処理されるかという点も重要な問題点となることだと思つておるのであります。完全供給のため

には、従来どおり特約供給所が相当の予備本を自己の所有として保有し、現地で自由に必要に応じて供給することが大事であると思ふのであります。これに反して、ただ指示されたものについて配送することができぬ機能では、完全供給は期待できぬと思ふのであります。また、供給業者は従来の機構を利用するが、代金は供給業者の手を経ないで、したがつて、供給手数料も若干縮減されることもやむを得ないであらうという点であります。一応もつともな考え方のやうであります。けれども、教科書の供給という特別な仕事の性格からして、必ずしもさうでないというところに御理解をお願いしたいのであります。その理由は、次に述べさせていただきますが、全国五千の供給業者は、ある県の調べによりますと、取次供給所個々の営業の平均五十一パーセントがこの教科書で占められておるのであります。特約供給所のマージンは四パーセント、取次供給所のマージンは二パーセントであります。座売りで、しかも供給責任のない、また年に四十八回転するたばこの小売マージンは九パーセント、これに比較してみても決して過当なものではないと考えております。教科書の供給は学校への責任を持つものであります。最近、人件費その他諸経費の高騰により、経営上次第に困難を感じておるのであります。けれども、三十七年度より定価の一四パーセント引き上げによって実収もスライドして増加し、辛うじてこの困難を切り抜けるものと存じております。小中学校の教科書代金が百六十億として、取次供給所が全国で約五千ありま

す。一取次供給所平均年間の取扱高は約三百万円となり、この手数料は三十六万円、月額三万円となり、この三百万円の売り上げをするには、小中学校を合わせて十校ぐらゐりになります。この十校の学校に供給するには、家族のほかに店員一人ぐらゐる必要とするのであります。そうすれば、月三万円の収入で決して案ではなと言えらると思ひます。たゞ小売店は年間二百万円ないし三百万円の売り上げは普通だと聞いておりますが、年間三百万円の売り上げに對しては二十万円の収入があります。教科書のほうは三百万円、たゞこに比較いたしまして九万円だけ多いのであります。しかるに、販売経費は比較になりません。したがって、もし手数料を縮減されるときと、生活上非常に苦しい立場に陥るのであります。これが手数料縮減に困る第一の理由であります。また、代金を取り扱ふといはしめても、児童、生徒あるいは学校に教科書を渡した際に、代金にかわる受取証を学校からいただき、さらに教育委員会の証明書をいただくなければなりません。この受取証並びに証明書の取り扱いは現金以上に手数料を要するのであります。現金売りよりも掛け売りのほうがはるかに事務的に多くの手数料を要することは明らかであります。これが、代金を取り扱ふとい理由で手数料を縮減されるに困る第二の理由であります。また、もし今後供給業者は、指定されたところ、一定の冊数を一定の所に届けるといふ輸送の責任を全うすればそれでよろしいといふのであれば、はなはだ簡単でありますけれども、教科書の供給について

は、最も大切な完全供給の責任を持つとすれば、千有餘の種類の教科書について、一冊の不足もないように供給を完了せねばならず、これは容易な仕事ではないのであります。これを、ただ単に輸送といふ考え方で手数料を縮減されまゝでは、著しく実情に沿わないものと存じます。もし私も供給業者が、輸送の仕事にかゝるといふことで手数料を縮減されるとしますならば、完全供給の責任はどこに負わされることになりまゝか。これは重大な問題であると思ひます。私も、輸送の責任だけでなく、供給責任をも当然持つべきものと信じております。したがって、手数料の縮減には納得のいかぬところであり、これが手数料縮減に困る第三の理由であります。

次に申し上げたいと思ひます。問題点は、中央決済のことです。文部省には、無償制度実施にあつては、教科書代金は、先刻申し上げましたとおり、中央決済、すなわち中央において国から直ちに発行者に支払いをするを發表されております。私も、これに對し、地方決済、すなわち国から県または市町村に支出委任の方法を講じていただくことを要望するものであります。この支出委任の方法は、現在例はたくさんあると思ひます。これを言いかえれば、国は教科書を、発行者よりでなく、供給業者より買ひ上げていただくといふのであります。これは一見、教科書の買ひ上げだけの面から見ると、中央において一括買ひ上げが最も自然であり、また妥當なように感ぜられるのでありますけれども、教科書の特殊性から考えまして、地方決済を主張するものであります。

価格は、発行者からでも、供給業者からでも同一でありますから、供給業者から買ひ上げて差しつかえないと思ひます。米や麦と違って、千種類にも及ぶ教科書を、約一千八百万人の児童、生徒に渡さねばならない特殊性を持つ教科書、しかも山間僻地まで、一定の期間に一冊の不足もないように処理するには、現地で買ひ上げ並びに支払いが行なわれるのが最も迅速を期する制度であると思ひます。その理由は、児童、生徒の実数把握は容易ならぬ仕事であります。需要冊数調査の時期と、四月の新学期までの期間には、団地の新設、工場誘致等の人口移動により、相当数の過不足を生じます。万一、一部の不足のためもうこのでできない児童、生徒があつたとすれば、有償のときは違つて、その不平等ははたしきものがあると思ひます。場合によつては、せつかく来ておくる教科書でも、一部不足のため、その全部を渡すことは差し控へなければならぬといふ事態さえ起こるのであります。また、年内絶えず転出入がある、これは児童生徒の約一五%となつておりますが、その転出入のための補給も必要であります。また、例年各地に起こります風水火災による滅失教科書の補充等、有償、無償のものともに取り扱ふ必要があるものであります。この場合、現地で買ひ上げが行なわれるとすれば、すべて迅速な処理ができるのであります。もし供給業者が輸送だけを担担するものとすれば、かかる場合、迅速なる供給はとうていできな

に愛情を持つて専念することができるとは、人情の自然であると思ひます。これが地方決済を要望する第三の点であります。

以上、いろいろの角度から申し上げましたが、要するに、第一の点は、供給業者並びにその従業員が生活を脅かされることのないよう願ひしたいといふこと、第二の問題として主張いたします地方決済も、要するに、完全供給を目的とするものであります。私も六十一年間完全供給を金科玉条として今日まで精進してきたのであります。たとへ無償配布が実施された晩においても、私どもの手によつて完全供給の実をあげ、無償配布の実施が、児童、生徒、父兄、さらに学校並びに一般社会から一そう喜ばれるよう尽くさせていただきたいとひたすら念願するものであります。

以上であります。

○委員長(大矢正君) ありがとうございます。

次に、高坂参考人にお願ひいたします。

○参考人(高坂正君) 高坂でございます。私は今回の政府提出にかかる義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案に賛成するものであります。次にその理由を二つに分けて申し上げます。

第一は、その趣旨あるいは基本精神についてであります。この点、おそらくなたも御異論がないことだと思ひますけれども、完全実施になるべく早く踏み切つていただくといふことのために、現在の世界の情勢及びわが国における従来からの経過を思い起こしてみたいと思ひます。今日、世界のほ

とんとすべてのすぐれた国々が教科書の無償制度をとっております。アメリカがむろんそうでありまして、そのほかイギリスがそうでありまして、フランスもそうでありまして、ドイツもそうでありまして、デンマーク、スウェーデンもまたそういうような形をとっております。むろんそのやり方につきましては、給与にするか、貸与にするかは問題があり、またそれぞれ違っております。ところが、あるようでありまして、無償にするという方針は、かなり多くの国々において採用されているのであります。わが国を見ますというところ、いうまでもなく、日本国憲法は第二十六条におきまして「義務教育は、これを無償とする」という規定を持ってあります。そして従来からの経過を見てみますと、この憲法の精神を生かそうとする努力が見られているのであります。たとえば昭和二十六年、二十七年及び二十八年におきまして、その一部の実施が試みられていたのであります。しかし、その実施をどのように行なうかということにつきましては、昭和二十六年のものを見ますといふと、義務教育の理想のより広範囲な実現への試みとして行なう、つまり一つの試みとして行なうのであります。し、年限もこれは一年に限られておいたわけでありまして、また、この試みを奨励するためだといふようなことも言われているのであります。その点、これは不徹底であったと言われてよいと思ひます。次に、二十七年の法律では、根底におきましては義務教育無償の理念を含んでいるのでありますけれども、その趣旨としてうたわれておりますものは、児童の国民としての自

覚を深めることに資するともに、その前途を祝うといふことになっておりまして、いわば児童の入学をお祝いするといふような意図がかなり強く出ているのであります。これらの試みは、ある意味においてはそれだけ一つの点があるのではありませんけれども、おそらくは財政上の理由によるのかと思ひますが、昭和二十九年以降中止されたのであります。これはわれわれが残念に思っていることであります。ところが、今回提出されております法案では、その点が非常につきりとして参っているようでありまして、つまり第一案を見ますというところ「義務教育諸学校の教科用図書は無償とする」、非常に簡明な記載になっておりまして、憲法の精神を非常にはつきりとして示しているわけでありまして。この憲法の精神によりまして無償とするということにつきましては、教育基本法及び学校教育法のうちにおいては、授業料をそれれ徴収しないということがはつきりときめられていたものでありまして、この授業料という点においては無償という理念は実現されているのでありますけれども、残念ながら、これは当時の日本の経済上の理由にもよると思ひますけれども、図書の無償という点については及んでいないのであります。また、先ほど木下参考人からの話にありましたように、給食の点においてもきわめて不満足な点があったと思ひます。そのような点においては、なおこの義務教育無償という理念は十分に徹底はしていないのでありますけれども、今回の法律案が、教科用図書を無償とするという点をはつきりとうたっておりますのは非常にけっこう

なことであり、従来と異なるところの意義のある点だと思ひます。このような理由で今回の法律案の趣旨、あるいは根本精神につきましては、全面的に賛成したいと思ひますのであります。第二は、これを実施する上の準備の手続についてであります。この法律案は、その第二案におきまして、「教科用図書を無償とする措置につき調査審議するため、文部省に、臨時義務教育教科用図書無償制度調査会を置く。」と規定しております。私はこのよう調査会が設けられるというところはけっこうだ、妥当だと思ひます。これは調査会が設けられるというところはけっこうだ、妥当だと思ひます。たとえば、今後どのような年次計画、あるいはできるならば非常に早くそれを実行するためにどうしたらよいのか、あるいはまた私立学校においては図書の無償というところはどうか取り扱ったらいいか、そういうふうな問題もいろいろ問題として出てくるのではないのかと思ひます。たとえば私立学校の場合におきましては、私立の小学校等におきましては、授業料を徴収するといふことが許されております。このような点と、無料でもって図書を給与するといふことの間の関係をどう見るかという点も、これは調査会のようなものでやはり調査していただくのが必要でもあり、適切でもあると思ひます。まあ私自身の気持ちから申しますと、この、あるいは地方公共団体その他の学校といふものは、図書を無料に配布する以上は、私立学校に対してもそのような措置をとるのがデモクラチックな考え方と合致すると思ひますけれども、いろいろと検討を要する点がありあろうかというところは

なめないと思ひます。このよう調査会を一年限りの、限定的に設けて、いろいろと検討をするという方法、そして、そのために三十七年度に二十人以内の委員によって、学識経験ある人を含めるわけでありまして、その意見を聞くといふのが適切であらうと思ひます。そして、その結論を三十七年十一月三十日まで文部大臣に答申するといふのも、これも早いほうがあるいはいいのかと思ひますけれども、大体この辺で妥協なことはなからうかと思ひます。これが手続に関する点でもって、この法案がこれでよからう、妥当であらうと思ひ理由でございます。以上二つの理由をもちまして、私はこの法案に賛成したいと思ひます。ただ、終わりにひとつ希望だけ申しますと、先ほど申したことでございませうけれども、このせつかく無償ということに踏み切る以上は、調査会の結果を待たなければならぬのでありますけれども、できるだけ早く完全実施に移っていただきたい、そのことを切に希望して、私の意見を終わらしていただきます。○委員長(大矢正吉) ありがとうございます。それでは、ただいま聴取いたしました参考人各位の御意見に對しまして質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○千葉千代世君 今井参考人にお尋ねいたしますけれども、ただいま述べられました御意見の中に、昭和二十六年、七年、八年に、小学校一年生について実施して、その場合に中央決濟で非常に困った実例が述べられておったのですけれども、業者としては、結局、中央決濟でなく地方決濟の方向にしてほしい、こういうふうな御意見に伺ったのですが、そのとおりでございませうか。○参考人(今井兼文君) さようでございませう。○千葉千代世君 それからその二十六年、七、八年に実施した場合いろいろ困難な点をあげられたのでありますけれども、この無償を取りやめた原因については、先般の文教委員会文部大臣から政府の意向をただしたわけですが、業者の立場から見た場合に、やめた原因はどこにあったと思ひになりますのでしうか。○参考人(今井兼文君) われわれの立場から申し上げますと、政治的な面についてはよく存じないのであります。ただ供給者としての事務的にいろいろ困難であったといふ面をわれわれはよく承知しているものであります。第一年の昭和二十六年は半額国庫負担、半額は地方自治体の負担であったのであります。市町村は必ずしもそれを歓迎しなかつた、地方の負担が多くなるというので評判がよくならなかつたというのが實際だったやうであります。われわれは代金を市町村から受け取ったのであります。その場合にも、国から市町村に渡ってくる時期、また、市町村から払い渡された時期等はかなりおくれまして、そういう面においてはいろいろな支障はあったのであります。いろいろな支障はあったのであります。第二年度の昭和二十七年には全額国庫負担ということになりまして、同時に中央決濟というこ

とになったのであります。その中央決
済につきましては、先ほど申し上げま
したように、非常にこれは集計、照合等
で発行会社もかなり困られたというこ
とも聞いておるのでございます。二十
七年と二十八年にはいろいろとそれを
改善して様式等も改められました。そ
の辺り、やはりかなりの手数を要した。その辺
にも、もしこのたび実施されるとしま
すれば、相当、過去の経験等を御調査
願ひまして、再びそういうことの繰り
返しのないようをお願いしたい。それ
には地方決済という方法が一番妥当で
ある、こう思うわけであります。

○千葉千代世君 今まで配送事務と、
それから代金の回収、この二つをやっ
ておたわけですね。そうすると、今
度は代金回収は中央より直接支払うか
ら配送事務だけになる。それで手数料
を減らすと、こういうことではありま
せんか。聞き違っておりますといけま
せん。念のため伺いたいと思ひます。

○参考人(今井兼文君) 一応われわれ
が今日まで耳にしておりますのは、そ
ういうような意見が多いようでありま
す。それにつきまして、教科書という
特殊な扱い方という面からしまして、
代金を取り扱わなくても、その一つ一
つにやはり学校の受け取り、教育委員
会の証明書といったようなものを処理
しなければならぬということになる
と、現金の取り扱い以上に手数を要す
るという点におきまして、一般に考え
られる代金の取り扱いをしないから、
配送だけありますから安くならないか
ら、いいだろう、これは一応常識で考えら
れると思ひます。その考え方ももっと
もだと思ひますけれども、教科書につ
きましてはそういう考え方が当たらな

い、先ほど申し上げましたように、た
だ指定されたものを指定されたところ
に送れば済むという運送店のような仕
事であれば、われわれもそれは納得い
たしますが、しかし、それでなくてや
はり完全な供給——指示された数だけ
でなくて、現地に於いて必要という場
合には直ちに学校のそういう要望にこ
たえて、現地の業者が一日も早く間に
合はせていくということのために、
やはり業者は自己の商品として手に
持って、直ちにそこから買い上げてい
ただくというような操作が実際的であ
る、こう考えております。

○千葉千代世君 さらにお尋ねいたし
ますけれども、国から県、それから地
方と、いわゆる支出委任にしてみらえ
ればたいへん都合がいいという御意見
でございますけれども、それははいわゆる
地方決済でございますね。そうする
と、地方決済にすれば、今までの手数
料の率で生活が保障できるといふので
しょうか。

○参考人(今井兼文君) そのとおりで
ございます。そうしますと、従来、長
年われわれがこの業務に当たつてき
た、品物の流れ、代金の流れというも
のが変革を来たさない、したがって、
すべての点が円滑に運ぶ、こう信じて
おるのであります。

○千葉千代世君 先ほどお述べになつ
た御意見の中に、全国五千カ所の業者
がある。一校当たり大体三百六十
万円くらい、そうすると、手数料が三
十六万円、月にすると三万円、家族
とそのほかに一人ぐらゐるわけなれば
やっつけられない、こういうふうなお話
でございます。そのとおりですね。そう
すると、中央決済になりました場合は、

手数料が縮小されていきますね、そう
すると、生活は立っていかないわけ
ですか。その点ちょっと御説明いたさ
たいと思ひます。

○参考人(今井兼文君) 中央決済にな
れば縮減されるということが一応伝え
られておるのでありますけれども、そ
の点についてはわれわれは納得がい
かない、完全供給の面から見ても、
その他の理由においても、教科書とい
う特殊な性格においても、教科書とい
うが、実際に完全供給を行なう上にお
きましては、地方決済というものは、
要するに、われわれ業者から買い上げ
ていただくということでありまして、
したがって、その商品は供給業者の手
元へ保管されておるのだ、必要な場
所に現物が置いてあるということが直
に円滑な供給が実施できるといふこ
とで、地方決済をお願いしておると同
時に、その代金の取り扱いから離れな
いということにおいて、従来の供給業
者の仕事の実態というものが存続す
るということにおいて、その点はやは
り主張しておるのであります。

○千葉千代世君 それから災害が発生
した場合にたいへんお困りのように
伺ったのですが、たとえば先年、伊勢
湾台風がございまして、教科書が全
部流されてしまつて非常に困つた。そ
ういふ場合には中央決済ですと手持ち
がないわけでは、それですぐ急に問
に合はせて送ることができない。あ
のときには災害立法で非常の処置をし
たわけですが、そんな場合にはこ
れは全然余裕も何にも一つもない。た
だ機械的にそれをやるだけという、非
常に無責任な形になるわけですね。そ
の責任は中央がしよって、それが円滑

にすぐ送れるような手配が中央ででき
ない限りは、これはまずいわけなん
ですね。その点についてちょっと御意見
を伺いたい。

○参考人(今井兼文君) その点につ
きましては、ほとんど毎年いろいろな災
害があるものであります。ことに先
ほどお話しした伊勢湾台風の際のとき
は、最も現地の教科書供給業者が教科
書の補給ということに犠牲的に活動し
たと、愛知県知事からもその県の教科
書供給業者は感謝状もいただいております。
これは、ただ輸送をあくまで立
場における業者であればそこまでの
責任を要するが、やはり完全供給
という責任を持たされておる、しかも
また、手元には自分の在庫があるんだ
というところにおきまして、とりあ
えず、あるものは直ちに補給し、ない
ものはさっそく発行会社のほうに連絡
し、昼夜を分かたずトラックで東京
から積み出し、あるいは道路がこわ
れたときには、船でも運ぶといふた
非常な措置をとりまして、そういう災
害時には、業者として、児童の
精神安定の上からも一日も早くとい
ふことで今日まで来ておりますが、わ
れ供給業者もこれは大きな責任でも
ありますが、また、かなりこの点は一
般から認められておる事実でありま
す。

○千葉千代世君 今井参考人に対する
質問を終わります。

○田中啓一君 私は、木下先生、それ
から高坂先生にお伺いしたいと思ひ
ますが、まず木下先生のお話には、先
ほどお述べになりましたうちに、憲法
のいわゆる義務教育無償という大理想
の実現については、授業料はもちろ

まず第一、それはとくに実現され
ておる。第二は教科書だ、その次は学
校給食が望ましいと、こういうお話で
ございました。その授業料の次、教科
書というところは、むしろ今日です
で教科書が始まっているところであ
る、その次に位するものは、ぜひ学校
給食をやりたい、その理由と申し
ますが、御意見の根拠というふうな
ものを、木下先生からも高坂先生から
も伺いたい、こういうことでござ
います。

○参考人(木下雄君) 教科書を無償
にするということにつきましては、先
ほど申し上げましたとおりでござい
ますが、学校給食というものが、す
でにわが国の義務教育におきましては教育
の中の一環の仕事として考えられて
おるのではありません、単に学校で食
を給するということだけでなく、学校
教育の中の大事な部分として、また家
庭の中にもすでに学校給食といふこ
とが入っております。このことは児童、生徒の栄養とい
うことに直接関係があるのでありま
す。戦後、非常に物資の豊かでない時
分におきましては、さうな点から考
慮せられたのでございしますが、今日
におきましては、さらに、児童の栄養
ばかりでなく、進んで、将来わが国の
国民の食生活の改善というふうな面
からいたしまして、学校給食の中には
大きな目的が入っておりますのであ
ります。

また、学校給食を通じて、児童、
生徒のいろいろな面からの教育の内
容におきまして指導の面があると思
ひます。さうな点からいたし
まして、学校給食は全面的に国がそ
の費用を負担すべきであるといふこ

と、先ほど申し上げましたように、た
だ指定されたものを指定されたところ
に送れば済むという運送店のような仕
事であれば、われわれもそれは納得い
たしますが、しかし、それでなくてや
はり完全な供給——指示された数だけ
でなくて、現地に於いて必要という場
合には直ちに学校のそういう要望にこ
たえて、現地の業者が一日も早く間に
合はせていくということのために、
やはり業者は自己の商品として手に
持って、直ちにそこから買い上げてい
ただくというような操作が実際的であ
る、こう考えております。

は、教科書が無償になりますということとが一つの理想の実現でありたいと思いますれば、直接国民の栄養にも関係することでありまして、先ほども、これが貧富を問わず、日本の児童、生徒には教育的価値があるものであるということを申し述べましたのでありまして、ぜひ学校給食も、さような法律案でも出ますれば、まことに私どもは日本の教育のために喜ばしいことだとお思っております。

○参考人(高坂正顕君) 学校給食が非常に望ましいということは、いろいろな点から言えると思うのでございますけれども、一つは経済上の理由から確かにそれは言えると思うのでございます。相当生活に詰まっている御家庭、そういうところで、子供さんのための給食をどうするか、お屋の弁当をどう持たしてやるかということは、相当頭痛の種になるところもあると思いますし、また、お母さんが勤めに出たりなんかすると、たいへん負担にもなると思います。それに対して、給食といえます。それが国家によってその大部分を負担してもらいますという、これはよほどその点案になると思われま

次に、今、社会的ともいいいますか、同じようなことでございますけれども、これは前に木下参人からの意見にあったことでありまするが、富裕な家庭といえますものも、この給食の場面におきましては、一般の、むしろ経済的に困っている家庭の子供さんたちと同じものを一緒に食べる。これは私、たいへんお互いの間の結びつきといたしますか、親和の気持を強めていく、これは事実子供の給食の時間においてになられてごらんになるとすぐわ

かりますけれども、きょうの給食がおいしいかどうかと聞くというと、子供

たちはおいしいとか、やれ、これが
 ちよつとまずいとか、実になごやかな
 ものであります。また、衛生的な面が
 ら言ひましても、これは現在の設備で
 すという、相当不備の点があるので
 ありますけれども、国家が相当な腹を
 据えてやってくれますという、設備
 も非常によくありますし、内容もよく
 なっていく、私はいいだろうと思うの

であります。終わりに、教育的に非常に重要な点は、これは食事の間のマナーとでもいいですか、そういったような点で教育的な効果は相当あると思います。アメリカの場合なんか見ますというと、子供が当番でもってきちんきちんとそれを運んでやり、また片づける。そしてその間の責任は子供が持つと同時に、適当に先生がそれを指導するというようなことで、食事の上でも、まあしつけと言ったらあれかもしれないけれども、あまり不作法でないような、お互いに気持よく食事ができるような習慣を養うこともできますし、私どももいろいろの点でけ

こうじゃないかと思えます。つまり、教科書のほかには学用品などというものをやはり無償にすること、これは考えられなくもありませんけれども、教科書の場合は、これは文部大臣が認めた教科書を使う義務があるのでありますけれども、どういう学用品を使うかということは、別に義務づけられていませんので、それまで無償にしなくちゃならない理由はありませんから、したがって、順序からいいますというと、教科書の次には給食と

いうふうを考えているわけでもない
す。

○岩間正男君 三、四点お伺いしたいのですが、この法案の一番うたっておるのは、義務教育の無償の理想を実現する端緒としてやる、こういうことですね。この問題について木下参考人、高坂参考人の御意見を伺いたい。

まず、義務教育の無償の前に、日本の教育という中の基礎的な問題として、すし詰め学級の問題、これは非常に大

きな問題じゃないかと思えます。こういう問題が非常に未解決ですね。こういう問題と、今度の教科書だけを取り上げたという関連ですね。これが一つ。それから第二に、二十六条の無償を實現する、こういう点でいろいろ話がある。まことに、給食とか、そりほかこ字用

品まではどうかという高坂参考人の御意見もありましたけれども、實際、二十六条の精神を完全に実現するということになったら、大体どの範囲くらいまで、これを行なうべきか、これについての希望、その点をまず先にお伺い

○参考人(木下一雄君) すし詰め学級の問題がまだ解消していないという御

質問でございます。元來、すし詰め学級といえますのは、非常に運命的に日本の教育におきましては引き続いて行なわれてきたものでありまして、私が今から約五十年ほど前、小学校の教員をいたしておりましたそのときの教員子が、いまだにクラス会などを開きますが、つい、せんだつても、そのクラス会のときに、私が当時担任いたしました学級の全部の名前、もちろんその中には死んだ子もたくさんありましたすが、全部の名前を記録して持って参り

ました。そのときに私が担任いたしました児童数は実に一学級七十四名でござ

ざいます。というよりな、このすし詰めの学級の教育というものは、もう明治の終わりごろからずっとつい先年まで、これは日本の教育者は全くそういうものだと思ってきたのであります。私がかつて学芸大学の学長をします。

ておりました時分に、たくさんの師範学校の卒業生が訪問して参ります。そのとき、君らの一学級担任の児童とい

うものは何人くらいであるかというこ
とを聞きますと、たいいてい皆六十人こ
えたようなことを返事いたします。こ
れはまことに、私も日本の初等教育
者はその負担に甘んじて指導して参
たのでありまして、少なくともそのつ
つまではずし詰り学級制の教育をやつ

用いたものであります。それから、おつたのでありますけれども、すし詰りめ学級が問題にされなかったというのが、私のこの見方でございますが、初めて先般、教育委員会の制度が改正になりました、教育委員会の委員がすべて任命制になりました。その第一回の

全国の教育委員長の協議を持ちました
会がございました。そのときの大臣
は、清瀬文部大臣でおいでになりました

た。その当時、清瀬文部大臣は、道徳教育を大いに進めなければいかぬ、できるだけ全国の教育委員長におかれては、その点に力を尽くしてもらいたいという御希望がございました。そのとき私は、かねて日本の小学校の教育が、すし詰め学級であるにかかわりませず、それにつきましては、すでにそういうものだというふうに考えておりますことにつきまして、教育委員になります前から、そのことは何とか早く解決をすべきであるというふうに考えて

おりました。たまたま東京で私が委員をしておりましたものでありますか

ら、私が全体の委員を代表いたしまして大臣にお願いを申し上げたことがございませう。それは一学級の児童、生徒数が六十人以上であります学校、やがて過大大学校というようなものの現状では、道徳教育を行なうということとは非

常に困難がありますから、ぜひ過大学校でありますとか、あるいはさような一学級児童数が非常に多いというこの

問題を、大臣におかれましては、ぜひひとつこれについての御処置をお願いしたい、そうすれば、道徳教育はおのずから行きわたるところまで行きわたりますでしょう。こういう御意見を申し上げたのであります。当時、朝日新聞はそのことを取り上げまして、そうい

これを問題にいたしました。その後、日本教育学会がこの問題を取り上げ、さらに日教組等があるからこの問題をとり上げるようになりましたが、今日すし詰め学級の問題の歴史であります。そのような経過をとっております。

し結め学級に対しまして、政府におかれましては、学校教育のことにつきましては、すでに五カ年計画をもちまし

て、この解消のために学校の適正規模の問題でありますとか、あるいは学級に対する教員の定数の問題でありますとか、五年計画をもちまして、この解消に努力させておりまして、私どもの見るところにおきましては、このすし詰め学級の解消の問題は、すでに児童数が、いつになりましてどのくらいいの児童数であるかということは見込みがついておりますので、私は今日、小学校教育におきましては、このすし詰め学級という問題は、一方におきまじ

て、文教施設の拡充ということにつきましても、予算措置がとられておりますので、これは、私は局部的にはまだすし詰め学級はございまいし。たとえば東京のごとき、中央、千代田、あちうところにおきましては過小学級でありまして、しかしながら、部分的には東京都といえどもすし詰め学級はありまして、しかし、これは部分的な問題でございまして、したがって、この問題の解決につきましては、さような措置で私は今後取り扱っていいと思うのであります。現在、問題でありまして、この中等学校から高等学校急増対策の問題でありまして、ただいま御質問になりましたすし詰め学級のことにつきましては、私はある程度もうすでに解消の道がとられていて、思うのでございまして、それから次の第二の御質問でございまして、教科書の無償と学校給食のほかというところでございまして、今日の国の財政能力のほうから言いますと、学校給食でさえもなかなか、先ほど申し上げましたとおりの次第でございまして、私は現在におきましては、少なくとも教科書と学校給食、それ以外におきましては、まだ頭に浮かんでくるものがございます。

○委員長(大矢正吉) 参考人各位におきましては、せっかく御出席をいただいておりますので、私からかようなことを申し上げるのには、なほだ恐縮でございまして、当委員会の日程もございまして、できる限り答弁を簡潔にお願いいたします。

○参考人(高坂正顕君) あとのほうから申し上げます。範囲のほうから申し上げますが、私はできたら学校におけ

るいろいろな衛生設備その他を十分に充実していただくということを、これは国家の手でもって考えていただくことができないか、もっとも、これはほかのいろいろな法律と関係がある、あるいは学校のほうでやるのはいかどうかわかりませんが、学校衛生の点を一つ考えていただいたらどうか。次は、すし詰め教室の点でありますけれども、今年度がこれでもって大体小学校のほうではそのピークを越して参ります。あとしばらくは減少して参りますけれども、これに對しまして教員の数を減らすということをしていってやるといふならば、すし詰め教室なるものはだんだん解消するんじゃないだろうか。それですと事実、先ほどの五カ年計画といふことも、具体的な内容を私に存じませんけれども、多分そういうような線に沿っているんじゃないかと思ひます。それで、具体的にどのくらいが適当かということとは、国によってずいぶん違ひます。大体まあ四十から五十までのところと日本とすればいいのじゃないかと思ひます。

○岩間正男君 まあ、ここで御意見を伺ひたいのでありますから、意見にわたることは差し控えたいと思ひます。それは、七十四人で教育にタッチされた木下先生から見られると、現状の小学校五十六人とか、中学校五十四人、高等学校は五十五人になりますから、そういう点については解消されたら、こうぐらにならなければいけません。が、実は違ひのじゃないですか、この点は、この辺は議論にわたりますからやめますけれども、基本的にはまだ解決されてない。これは、この前、予算委員会でも南原参考人に出席を願っ

て、そのときに世界の情勢、一学級の生徒数について意見を述べられました。これはまあ現状を言われたが、今あなたたちがあげられた先進国だといふ国ですね、こういうところでは三十人。今、高坂参考人からも四十人というお話がございましたが、かりに四十人にするとしたらたいへんだと思ひますね。こういう基本的な問題を解決しないでおいて、さて教科書の問題、こういうふうに入ってきているわけですから、そうすると、これはちょっと本末転倒になりませんか、日本の教育行政、その点どういふふうに一体基本的に、ことに東京都の教育委員会の委員長というふうな重職にあられる木下参考人には特にこの点をお伺ひしておきたい。これは日本の根本的な問題です。すし詰め学級の問題についてはあなたのお話でございまして、実は終戦後、全国の教員が非常にこの問題を大きな問題にした。この運動から発足してあることは事実です。五十万の教員が大問題にしている。つまり、戦前の教育は大量生産の、むしろ軍国主義教育ですからね。これを解消するには、民主教育を徹底させるには、少なくとも三十人にしなければならぬといふのは、当時の教育科学的に見たて当然の帰結である。これは運動の大きな焦点だ、基本的な問題です。今のよう

な問題が解消されて教科書だという形になりますと、このところは非常に問題のある点だと思ひます。で、先ほどこれに関連しまして大臣に……、高坂参考人のお話でこの先進国をあげられましたが、たいてい今言ったような児童数の問題は解決しているところ教科書の無償、これに入っているんだ。日本のように、まだとにかくすし詰めの問題が重大な問題になっている中で、教科書の問題を取り上げるという形にはなっていないんだ。この点どうお考えになるか。もう一つその次にお聞きしたいのは、学力テストとの関係です。学力テストをやりましたので参考書がべらぼうに市場にはらんしてある。そのための父兄負担というの

は、教科書無償どころの話じゃありません。事実私はそういう話を耳がタコになるほど聞いています。そうすると、一方で教科書無償をやった、しかし学力テストを今後強行すると、こういう態勢の中では、父兄負担の軽減などというところ、つまり義務教育無償の端緒を開くなどというところは事実不可能だ、こういうふうに入ってくるのであります。この関連をどうお考えになりますか、第二点としてお聞きします。

○参考人(木下雄吉) 一学級の児童、生徒の数ということで教育をいろいろ問題とされているのでありますが、これは予算措置等におきましては、やはり四十五人とか、あるいは五十人とか、五十五人とか、平均で出すのでございまして、私も一学級の教育を考えたときには、これは平均の問題ではない、一つ一つの学校の一学級々々の問題でございまして、この一学級の生徒、児童数を平均で考えるといふことは、教育の面から申しましは実際には非常に縁の遠いことになってくると思うのであります。私どもは一学級一学級の平均でなく問題として考えております。それからわが国の思想で、一学級の生徒というものは少なければ少ないほうがいいのだという

ようなことを考えている向きもございすけれども、ある程度やはり学級としての指導を考えます場合には、三十人以下とか、アメリカとか、あるいはような国々の非常に少ないところの一学級の生徒、児童数を持っている学校が必ずしも私は教育的にうらやましいと思つておらぬ。やはり四十人とか、三十五人とか、適正な学級のこの生徒数があることによりまして、学級生活の能率、教育的な能率が上がってくると思うのであります。間々、学者によりましては、一学級のアメリカその他非常に少ない例をあげまして、これで教育が徹底するものというふうな解釈をいたしている者もあるようでありまして、けれども、私は必ずしもそれには賛成いたしておりません。

それから次に、第二の問題といたしまして、学力テストにつきましまして参考書云々の御質問がございました。実はこの学力テストと学力調査と概念の混同が非常に私にはあります。今日この学力調査に對しましての批判が起つてきているものではないかと思ひます。でございます。これにつきましては、もとより文部省におかれましては、学力調査の趣旨というものをはっきりとものとよく理解するように、これは文部省におきまして、さらに今年以後も統いて中学校においても全体調査をするのでございまして、小学校におきましては抽出調査もされますけれども、この点は、学力調査と学力テストの概念の混同をしないように、ひとつ御指導をはっきりと文部省にもお願いするのであります。新聞等のあるいは報道機関等におきまして、よくこれを学力テストをいたしまして問題が起こ

るのであります。なぜかと申しますと、学力テストというものは個人々々の学力を見るものであります。ところが文部省で行なうところの学力調査は、個人々々の点数がいかにあるかというところを、個人を対象として問題にしているものではございません。それが誤り伝えられまして、個人を対象とするいわゆるテスト、テストと申しますのは個人を対象といたします。したがって、学校の児童にまたこの調査をするにいたしても、一人々々の生徒の点がどうであるか、こうであるかというようなことを心配いたしまして学力テストをいたしますから、参考書などが盛んに売れてくると、こういうことになってくるのであります。これは結果といたしましては、参考書がたぐさん売れたり何かすることは、確かにこれはよくないことだと思ふのであります。これはテストではないのであります。学力調査であるという概念をはきりいたしますれば、個人々々のためのこの手引きでありますとか、参考書がたぐさん売れるというようなことはもちろん、学校においてさうな子供に対する指導が未然に防げると思ふのでございます。これはもしそうであつたとするならば、今後における学力調査のやり方につきまして、十分ひとつ文部省におかれまして概念の混同を避けて、そしてさうな指導書や参考書などの売れない——買つても値打がないのだというふうに指導していただきたいと思ひます。

○参考人(高坂正顕君) これもお尋ねのあのほうから申し上げますが、今テストをやるから参考書がしきりに出されるというお話でございますが、あるいはさうした問題あるかもしれませんが、けれども、むしろ問題は、私は参考書の点から言いますと、入学試験のほうがおもなる問題になるのじゃないかというふうに思つております。なお、テストの理解につきましては、あるいは木下参考人の調査と区別ということも重要な点だと思ひます。最初のほうの点でございますけれども、教科書の無償を規定しておりますところは新しい新興国の中にも相当ございまして、しかしこの場合には、あまりすし詰め教室のような問題は起こっておりません。なぜかと申しますと、こちら辺では義務教育というものの自身で十分に行なわれぬ程度で、生徒を集めるのに骨を折っているという実情でございますから、ここでも問題はございせん。私は、先ほど申しましたような形でこの問題は解決すべきだと思ひます。

○岩間正男君 私だけ時間をとつて恐縮ですが、どうぞ私の質問について要点をお答えいただきたいんです。御高説はいずれ拝聴する機会もあとであると思ひますから、どうぞさういうふうにひとつお願いしたい。先ほどの児童数だけで教育の質がきめられないという御意見がございまして、たけれども、これは修身科なんかはなるほど多くなつてできると思ひますが、今、政府で推進している技術教育一つ見ましても、五十人、六十人ではできないんじゃないかと考えられますので、こういう点なんかはずいぶん問題はあると思ひますが、ここでは議論にわたりますからこれはやめまします。もう一つ最後にお聞きしたいのは、今度のねらいについて、これはもう世

の中で、この無償法案を出したことについていろいろなことが言われておる。二つの問題がはつきり言われておるわけですね。一つは参議院対策だ、つまり教育の基礎問題はたぐさんあるわけでしょう。今のすし詰め学級の問題、大衆負担の軽減の問題で、この前、私は十一年前の教科書法案のときに聞いたことがあります。そのときの初等中等局長、ここにいる辻田さんが、少なくとも無償の問題だったら、今の教科書、学用品、それから児童の給食、交通費、雨がさ、ゴムぐつ、こういうようなもので、ほんとうの無償の精神を貫徹するならどうか、そのときさういふ答弁をされておる。それからさうと変わらしまして、授業料を取らないことだけで無償だ、こういうような珍妙な解釈まで行なわれ、最近それがいつの間にか、参議院選挙を前にしてだらうけれども、今度無償ということになつてきたんですね。もう一つ言われているのは、明らかにこれは国定化のねらいだ、この二つは、これは国民の間で非常に疑惑を持ってこの法案の提出に対して言われていることなんです。これについて明確にやはり答える必要があると思ふんです。参考人のあなたたちには、これはあるいは御無理かもしれませんが、このよううなことは耳にされていられると思ふ。したがって、この際このよううな国民の疑惑に対してどういふお考えをお持ちになれるか。もう一度申し上げますと、この法案提出のねらいは参議院対策だ、今までの十一年前のあれを見ましても、つまり基礎がきまらないで、バラックを建ててネオンサインをつけるようなやり方、こういうような

やり方、もう二年もおけると、のどもとを過ぎると熱さを忘れてしまつていふようなやり方になつてはまずいので、もう一つは、せつかく出してくれるのが国定化だといううなことで、国民は納得できない。これは国民が非常に心配している問題です。これについては、当委員会としては、はつきりこれについては努力しなければならぬと考えている。したがって、参考人の今御意見を御両所からお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(高坂正顕君) 国定化をねらうんではないかという疑惑が一部にあることは私も存じております。しかし、この場合は国定化の前段階として、その予備的なことをねらつていふものと私は解釈しております。また、さうなる必然性もなからうと私は思つております。

次に、参議院選挙対策かどうかとおっしゃっているのではありませんが、これはどうも私にはお答えする材料がさっぱりありませんから、これはかんべんさしていただきます。

○参考人(木下一雄君) 国定になるとかといううないろいろ御懸念をお持ちになられる方もおありかも知れませんが、私どもは直ちにこのことに連絡するのは少し無理じゃないかと、このういふふうにご考へております。結びつけられれば幾らでも何でも結びつきますけれども、私は教科書無償というところだけについて、ぜひこれを成り立たせたい、こういうことだけ考へております。

参議院対策ということは、私も政治というにあまり内容を存じておりませんので、その内側のことは何も存じませんから。

○米田勲君 時間が相当経過しておりますので、簡単にお尋ねをいたしますが、高坂先生に伺ひます。

先ほど御意見をお聞きいたしました。この政府の提出している法案には御賛成のようであります。私たち社会党は、この政府の法案は羊頭肉肉の法案だと批判しているわけですね。したがって、社会党としては、衆議院のほうに、教科書を無償にするという考えで法案を出すならば、このうな法案を作らなければならぬのだという模範を示すために提案をいたしました。しかし、少数で否決をされて、この法案は衆議院でつぶされたわけですね。私は賛成をなさる先生に端にお聞きしたいんですが、この法案を見ますと、義務教育における教科書を無償とするというスローガンは確かにうたつております。しかし、実施のための具体的な方策というものは、この法案のどこにも具体性をもって表わされてはおらない。そして、この法案はあげて調査会を設置して研究するんだ、答申をもらうのだということだけに力を入れてい

る法案に見られるわけですね。もちは給としてかかれていられるけれども、一体食べられるものが大体どのようになつて作られて、生徒が食ふことができるのかというところは一切不明なわけですね。ところが、当初この法案を賛成した文部省の中には、相当具体性を持った法案を検討準備したことをわれわれ知つてゐる。それが、政府与党の中でさまざまに議論をされているうちに、いつの間にか大事なところはみな骨抜きになつて、われわれが批判するような羊

ませんので、その内側のことは何も存じませんから。

頭狗肉の法案としてここに現出しておるわけだ。私は、先生がこの法案を見られて、どうしてこういう姿に変わって出たのかというところをお考えにならなかつたかどうか、このことをお聞きしたいのです。なぜかといひますと、かつて保守党の手によって教科書無償の政策をやるんだといひ、大々的に宣伝されて、確かに実施をされました。小学校の一年生に算教と国語の本を一本だけ無償で与えて、あとは終わり。こういう過去の実績を私たちは知っておるから、なおさらこの法案を見て強く批判をしておるわけなんです。先生はそれに御懸念がないのかどうか、全く双手をあげてこの法案に賛成をしておられるのかどうか、その点を簡単に伺ひたいわけだ。

それから、岩間君が先ほど質問しておりましたことに関連するのですが、日本の教育政策を進めていく場合、特にこの場合、義務教育として限定して考えてみますと、ほんとうに義務教育を充実させ、その教育を振興させるのには幾多の手だてが必要なんです。その条件を整備するために幾多の施策が必要だ、それらの施策は、私に言わせると、総合的に並行して充実させていくのでなかつたら、日本の義務教育の充実というところは期しがたい。一つのことごとくといふからといって、そのことを飛び抜けてやると、他の条件はいつ整備されるかわからないというようなことで、義務教育を完全に充実していくというところを国民が期待できないわけなんです。この教科書無償というところは、いろいろな考え方があつて出てきていると思いますが、一つには父兄

の負担をなくして国で責任をもって教科書を買上げて上げよう、こういう考えや、一年生が学校に入る、また上級に進学する子供に教科書を無償で国が与えて激励をするといったような意味もあるでしょう。しかし、考えてみますと、日本の現在の経済はきわめて高度に成長をしたと政府は言つておる。そして経済の高度成長政策をうたつて、それが現在はいろいろ困つたことになつておる。そういうことを一方にうたつておる。それなのに、終戦後十数年を経て、今日の義務教育の現状は一体どうなつておるかといふことを私は言ひたいわけなんです。教員の定数を充実しなければならぬといふことも、これは多年いわれておるが、それ

もまだ先進諸国に比べてきわめて劣悪な条件にある。事務職員や養護職員を各学校に置かなければならぬといふことを法律でうたいながら、逃げ道があるものだから、それを利用して、いつまでもたつておる。これが必置されるやうなことが行なわれないまま今日に及んでおる。先ほど少し詰め教室の問題が出ましたが、これは現在もなお少し詰め教室、文部省のいう少し詰め教室解消といふのは五〇名以下にするものこととおる。そのうち、私は五十名でも、先進諸国の実態を見て考えるのですが、まだ少し詰めだと考へておるのです。文部省と見解が違ふわけだ。そして、この少し詰め教室は、文部省の計画では去年足踏みしましたので、三十八年度でようやく五十人に編制を下げていく。これが四十人なり、三十五人になる日は一体百年もかかるのではないかと思ふわけだ。こ

ういふことが一方にある。それから学校の施設、設備、これも義務教育を充実させるためには、今のような状態のまま一体いつまでほうっておくのかと言ひたいわけだ。先ほどの午前の審議にも、高校生の急増対策について、文部大臣はうまいこと答弁をしておるが、おそらく私は地方の自治体の経済実態からいへば、これはとてもない状態になる、今の政府の施策では、そういうこともかかえておる。そして今PTA会費の高いこと、学校の教育のために必要なものをPTAがかわつて会費を出して買つておる。そのPTA会費だつて巨額の金になつておるわけだ。何百億といふ負担をPTA会費として負担しておるわけだ。こういう父兄の教育に対する負担が一方にはものすごく膨大に放置されておる。給食費の話なども、みんなが望む給食費などは、いつの日にか実現するであろうといひたいわけだ。こ

ういふやうなものを考える。と、一つの問題が正しいことだから、いいことだからといって、それだけ打ち出しておいて、他の条件整備を怠つておるといふことは、きびしく私は批判されなければならぬ。この法案に賛成するよりも、むしろこの法案を出された機会にそういうことを国民が批判すべきではないか、こういうふうには感ずるのですが、先生の端的なお考えはどうかといふことをお尋ねしたいのです。

それからこの間、文部大臣に聞きましたところが、教科書の検定制や採択制度、それから現在の供給機構等、これを改悪するやうなことはしないと言つておる。しかし、この義務教育無償の法案をやがて実施していった過程で、あるいは調査会の検討で教科書の検定制や採択制度、供給機構等の現在のあり方について、これはやはり根本的に改正すべきであるといふ御見解をお持ちになつておるかどうか、これらの点について、簡単にけつこうでございすが、お伺ひをいたします。

○参考人(高坂正顕君) ただいまのお尋ねは三つくらいになるかと思ひますが、第一は、教科書を無償で持つて給与するといふけれども、その実態がどうもはつきりしないではないか。しかし私はそれほどぼんやりもしてないと思ひます。と、いふ。第一は、とにかく三十八年度から第一学年には手をつけていくといふこと、それからあとは先ほど私たちが要求しておりますやうなふに、なるべく早く全面的な実施に持つていく。これが、まあ調査会のほうでそういうふうになれば、そうしてそれを文部省が認める、また議会で多分いろいろな手続の上のことは決定になれば、これは実現されるのではない。また、教科書はどんな教科書を使うのかといふことにつきましても、これは大体現在のところのやり方でよろうかと思ひます。から、どういふ教科書を使い、いつからやるかといふたぐいのことはほほい、ただ、そこに無償といふことがつけ加わつてくるだけで、この点は私は大体見当がつくのではないかと思ひます。

第二の点は、ほかにもしなければならぬことがたくさんあるんじゃないか。すべてを総合的に並立的に行なえといふ御議論で、私もそれができれば非常にけつこうだと思ひます。けれども、これは莫大な経費を要する。そうするとその中からどれをまず先に選んでいくかといふことできまつてくることになると思ひます。まあ一応最初には授業料を取らないといふところ、それからその次には教科書の無償、そしてその次には先ほどの給食といふやうなこと、その次に例の少し詰め学級、しかし、私はこれはできた第三のところあたりと一緒にしていただければ、これはなおけつこうだと思ひます。けれども、そこら辺の財政的なやりくりのことは私はわかりませんが、できたらそういうふうにしていただきたい、そう思ひます。つまり、ほかに必要なことがたくさんあるといふことは、おっしゃるとおりだと思ひます。しかし、順序からいへば、これは決して間違つてはいないだらうと、こう思ひます。まあ、教員の定数の問題、やはり少し詰め学級の問題と関係いたしますが、しかし、これは大体第二の点と一緒にいたしますから、以上の二つで答へにはなるかと存じます。

○片岡文重君 最初に今井参考人にお聞きいたします。それは先ほどいろいろ御意見を伺つておると、多分に将来に対する無償供給されるであらうところの教科書の取り扱いについて、将来の条件保護といひますか、既得の条件をはたして保護できるかどうかといふ点に多分に不安をお持ちになつておられるやうですが、万一、今日御希望になつておられるやうな諸条件が確保できなかった場合に、業界と

してはどういうふうにお考えになっておられるか、まだそこまでは考えておられないかと存じますけれども、御要望の点については、全部が全部御期待に沿い得るとも私どもには考えられませんが、御期待の点が実現するようにならぬと努力をいたし申し上げても、万一できなかった場合に、業界としてどういう態度をおとるのか、これを今井参考人にひとつお尋ねしておきたいです。それからさらに木下、高坂両参考人にも御質問を申し上げたいのですが、御答弁をいただいてから……

○参考人(今井兼文君) お答えいたします。もとよりわれわれは、従来の営業を確保していきたいというのが業者の全部の念願であります。しかし、ただ一方的にわれわれの都合のみを言うものではございません。先ほども申し上げましたとおり、完全供給という面から考えまして、われわれが申し上げていることは、決して相反するものではない。われわれがお願いし、要望していることは、直ちに完全供給につながることでありますので、裏返せば完全供給であるものを、完全供給するためには、従来の機構というものを利用していただくということが最も経済的であり、能率的である、こう信じておりますので、伝えられておりますごとく、ただ輸送だけの仕事になれば、手数料が減るであろうこと自体に、大きな実態についての御理解がない。これはやはりわれわれといたしましては、そういう教科書の供給という特殊な性格というのについて、極力理解をしていただくという努力をすることが完全供給に向かつて忠実である。ただ単

にわれわれ商榷の権限のために申し上げておるとお考えになれば、そこにはわれわれの本意とは若干の食い違いがあります。今までもしばしばそういう経験を持っておりますので、現場の学校の先生方におかれましては、教科書のそういう特殊性ということとはなかなかおわかりにならない。この実情をよく御説明申し上げなければ、そういう点を無視してといえますか、お気づきにならないままにいろいろな施策を立てられ、その結果、せっかくの無償というものが実施された暁において、供給に困難を来すということがあつては、これは国民も不幸であり、また政府も非常に困る。それに対してはわれわれはどきども実情を知っていたら、しかし、われわれの申し述べておることにつきましては、私は完全供給には一致しない要望であらう、相反するということであれば、決してそれを主張するものではありません。われわれの今日申し上げておることとは、完全供給と相なつるものではない。完全供給に反するようないふことは、われわれ十分に反省し、自粛しておりますので、必ずわれわれの申し上げることは根拠強く説明するならば、御理解願えるものと信じておるのであります。

から転入転出等の子供たちに不便をかけまいとするあたたい御配慮等御説明ございしたので、おっしゃられるように、調査会においても十分に御趣旨のほどはそんたくされる、取り上げられるものと存じます。しかし、何分にも今他の同僚諸君からもいろいろ御質問がありましたように、この法案が提出されるに至りました動機、それから法案の内容等について、他の参考人の方々からも御説明ありましたけれども、巷間伝えられるところは、決してそういうわけではないのであります。われわれの調査して知り得た範囲内でも、決してすなおに受け取れないような法案でもありますから。そうして調査会が設けられ、答申をされるまでの間の期間というものは、私は決してこれは長くないと思うのです。きわめて私は不十分なものが出てくるのではないかと、そういうことで、もし御希望がいられなかった場合には、どういうことになるのかということ、ですから、完全供給が阻害されるであらうことは、これは申し上げるまでもないのであるが、手数料の引き下げまで御心配になつておられるのですから、そういう場合にはどうされるおつもりなのかというところをお尋ねしたわけです。

○片岡文重君 時間を急いでおりますので、私の質問は結論だけを申し上げます。私の質問は結論だけを申し上げます。私から、誤解をなさうなうですけれども、それらの取り扱いについては、当然設けられるであろう調査会において議論をされ、決定をされるであらう。そして御要望なさる点が、完全供給のために特にアブノーマルな事態が起こったときの善処、それ

て、われわれ従来のごとく完全供給の衡に当たつていただきたというところを念願して、これが認められないとすれば、これはいたし方がありませんので、われわれは訴えるだけでは訴えて、そのあと混乱したときには、その責任はわれわれでないということだけは御承知願いたいと思います。

○片岡文重君 議論でありませんから、そのくらいにしておきます。それから木下参考人並びに高坂参考人に同じ問題で御質問申し上げます。御意見を聞かせたいのであります。すでに他の同僚諸君から、これまた同じような趣旨で御質問なされた。それで、義務用の教科用図書は無償配布をするということは、反対をする議員は一人もおりません。これは国民もおそらくないんです。全部これを賛成です。ただ、その教科書を無償配布にするか、貸与になるか別として、とにかく配布をする過程とその方法に問題があります。今私がここでお尋ねしたいのは、それよりも、それよりも大切であり、国民も望んでいるところですが、先ほど来申し上げた言われている給食の問題、それから特に義務用諸学校における理科施設の問題、それに、少し詰めの教育の問題もありませんけれども、こういう問題を一つ一つ数えていくと、おのずから、そこに同時にできないとなれば、順位が出てくるはずだと思ふんです。給食の問題一つ考えてみても、私は千葉県ですが、海岸のほうへ行ってみますと、三百人、四百人という小学校があります。そういう学校は給食がございませぬ。そうして、そういうところにいるのは大体貧民、それから漁村の子供

が多いのです。弁当を食べるときには弁当を隠して食べるんです。そういう子供もいる。そういうところほど経済的な面からいへば、すぐにでもやめてやらなければならぬ。それから一つは、オリンピックに出られた選手が、日本選手の耐久力のないことについて痛切に訴えられております。これは要するに休養改善が必要だということ、この休養改善をするためには、合理的な栄養給食というものが必要である、先ほど木下参考人からも実例をあげられましたけれども、これらの諸例を考へてみますと、むしろ何を先に選ぶかということになれば、この教科書法案よりも、そういう点に可及的に実施していったほうが国家将来のためにもなるのではないかと考えられます。しかし、先ほどの高坂さんのお話では、なお教科書法案の実施のほうに第一順位であるやうにうかがわれましたが、これらの諸点をいろいろと御勘案いただきまして、なおかつ、この教科書法案を——これら給食とか、理科施設等のはほとんど皆無にひといふような諸学校が全国にたくさんあります。そういう状況等を御勘案いただいて、今までのいろいろな議論もせられ、また、巷間、新聞、テレビ、ラジオ等で伝えられ、大きく問題が提起されておりますから、これを御勘案いただいて、なおかつ、これら給食や理科施設等の諸設備を完備することよりも、この教科書法案のほうに優先をせしめて十分の価値があるとお考えになられるのかどうか、積極的に御賛成をなさつておられるかどうか、木下参考人と高坂参考人からそれぞれ御所見を伺いたいと思ひます。

まて、そうしてはかのことになけ
るといふことは非常に残念に思ふとい
ふふうに考えます。

○柏原ヤス君 木下先生のお話の中で、裕福な子供に給食を与えることは大へん意味があることだということを例にお引きになっておっしゃられてよくわかったのですが、教科書の場合もやはり裕福な家庭の子供にも必要だ、大へんいというお話がございましたね、そのところをもう少しおっしゃっていただきたいのですが。

○参考人(木下雄一君) 必ず持たなければなりません教科書のごときものを、やはり裕福な家庭の者でも、それから恵まれない家庭の子供でも同じように学校から支給してもらおうということ自体が私は非常に教育的価値があるものであろう。そうして、さらにその上に裕福な家庭等においては、かえって非栄養的な弁当を学校に持つてくるといふような意味におきまして、平素の生活におきまして物というものが、なにもに對する考え方というものが、かえってこのような家庭におきましては教育的にどうかと思ふ点がある。したがいて、教科書のようなものは、負担となる家庭にはやはり負担が非常に重いと思うのでございますが、普通以上の家庭におきましては、それほどのことではないにいたしまして、しかし、教科書というものを国から供給してもらおうということは、これは私は非常に子供にとりましては価値があると思つております。たとえば運動会でもって一等賞をとりまして、安いノート一つもらひまして、あるいは鉛筆二本もらひまして、たとえばどんな裕福な家庭の子供でも、一等賞で薄っぺらなノート一冊もらつても、学校から鉛筆二本もらつても、どのくらい尊い感じを持つかわからない、そう

いう心持が私はさうな家庭の子供には特に持たしてやりたい、こういうふうに考えます。

○委員長(大矢正吉) 他に参考人に対して御質疑のおありの方はございませうか。——他に御発言もないようでありますから、参考人に対する質疑はこれをもって終了いたしました。

参考人各位に申し上げます。本日は、長時間にわたり、しかも貴重な御意見の御開陳を賜わり、まことにありがたうございました。本法案審査に多大の参考になったものと存じ、委員会を代表して委員長より重ねて厚くお礼を申し上げます。(拍手)

速記をとめて下さい。

○委員長(大矢正吉) 速記をつけて下さい。

○委員長(大矢正吉) 次に、高等学校の建物の建築等に要する経費についての国の補助に關する臨時措置法案を再び議題とし、審査を進めます。

質疑のおありの方は順次御発言願います。

○豊瀬一君 午前中、野本委員の質問に對する大臣答弁に關しまして、一、二重要な要素を含んでおりますので、再度、大臣の見解をただしておきたいと思ひます。

午前中の野本委員の質問の内容はいろいろな要素を持つておりましたが、私が大臣に質問したいという点は、全入に關する問題と、さらに、教育課程の改編に對する質問の点でございます。野本委員の質問では、高校全入運動がやがては現実の問題となつた場合には、これは制度的には義務制でなくとも、實質的には義務制に通ずるようなものになつてくる。こういう角度に立つたところの全入運動の把握に對する質問であります。さらに、私どもが重大な関心を持ちますのは、全入運動を推進すると高等学校の教育低下を來たすという問題であります。それは、内容的には現行教科課程を改編する必要も生じる可能性も持つ、そのために教科課程の低下、改訂ということが起る。結論的には高校教育の低下を來たすのではない、こういった危惧を持った質問内容でありました。これは速記録を調べておりますから間違ひのないところであります。これに對する大臣の答弁は、少なくとも現状におきましては高校全入というスローガンは適切じゃない。ただ、一見もつと重要なところですが、教育効果というところを見、生徒側に立つて考えるに、現行の制度のもとに立脚して申し上げる限りにおいては、ある程度の競争があることは本人のためになる。こういう答弁であります。したがって、野本委員の質問に對する高校全入という運動は、それがやがては高等学校の学力低下を來たすという質問に對して、全般的には全部読み上げますと長くなりますので、部分的に取り出したのであります。学力低下を來たす可能性があるというのを認めると同時に、義務制にならなければこれが実現できないのかのごとき答弁をしており、教育基本法の第三条における、国民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機会を与えられるという定め、並びに、教育は直接国民に責任を負つて行なわなければならない。この二つの角度からいいますと、まず第一に主張し得ることは、義務教育九カ年間の課程を終了したものは、当然として高等学校教育を受ける能力を与えらるというのを意圖しておる。したがって義務制でなくとも、本人が高校に進学したいという希望を持てば、国民の全般的な教育水準を上げていくという角度から、また能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有するといふ憲法並びに教育基本法の定めからしても、このことは現段階においては阻却されておるけれども、教育制度上からいっても、現状をより前進させていくという角度からいっても、当然首肯されるべき課題であります。これを大臣は、そのスローガンは適切ではないとか、教育効果という面からすると思慮が足りない、こういうきわめて皮相な見解のもとに全国父母の願いを一蹴しておるというところは、大臣として、教育基本法の精神からもきわめて不適切な発言と私は思ふ。そこで、大臣は、高等学校というものは、本質的に競争してふるいにかけれなければ入学することを好ましくしてないといふ学校制度であるかどうか、このことをまず御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) まあ全入運動ということそれ自体の定義と申しますか、それを具体的にしなければならぬ意見も立てられないわけでありまして、それについて私なりの考えでお答え申した点を反省しております。全入といふことを文字どおりそのまゝいけば、小中学校もこれは全入、学齡児童は全入だと、したがって、高校全入と

いうことは高校までも義務制にするという前提に立つて言えることであつて、そうでないならば言えないであらうという考え方に私なりに立つたことを申し上げたのであります。そこで、その前提に立つて申し上げますならば、今の高校教育というのは義務制ではない。しかし、希望する者があれば、なるべく多く収容できるように努力することと心得ております。そこで、午前中のお答えにも申し上げましたとおり、そういう努力をずっと文部省の立場ではしたつておると私は思ひます。中学卒業者の高校志望者に對しては、入学の割合を言えば、約六〇％というものが最近の実績であるわけでありましたが、その六〇％の進学率というのは、希望者がどれだけ入ったか、入学志願者がどれだけ現実に入つたかという点で押えれば、九六％見当が現実に入學しておるといふ実情だと承知いたします。その程度に、今まで文部省という立場においては、なるべく教育の機会を多くするという考え方に立つて努力して來ておると申し上げ得ると思ひます。そのことは私は一つも否定いたしません。もっと努力していくべきだと思ひます。ただし、義務制ではないからすべてが入るといふわけには參らない。だんだんその努力が積み重なつていって、家庭の条件もよくなつてきて、中学を卒業した限りの者はほとんどすべてが高校に入つていくといふような状態になつてきたときには、無理なくして義務制に移行できる。そういう課題としては私は全入ということがよくわかるような気がいたします。そういう意味

合いを午前中お答え申し上げたつもり
であります。

○豊瀬一君 大臣は、全国、本年度のみならず、もっと以前から全入運動が起つておることは御承知のことと思ひます。そしてその全入運動は即義務制ということを中心としておるのではないという事は、私はとうに御存じのはずと思う。少なくとも父兄の非常に多くの人々が、わが子の完全入学を希望してゐる、この内容を、義務制を指向するものであるか、希望する者を全部入れてもらいたいということ、私は私なりに把握して高校全入運動というものに答弁したということは、私が指摘したところの基本法の、直接国民に対して責任をもって教育行政を展開していくという最高責任者のあなたとしてはきわめて不見識な答弁です。あなたが高校全入ということに荒木流にどう解釈するかという事は問題ではない。今、父兄が非常に強い希望をもって進めておる全国的な運動の高校全入というのは、いかなるものであるかということぐらひは大臣としては当然考へておいていただきたいと思ひます。しかし、ただいまの点で大体了解しましたから、その点はそれでは終わります。

次に、これは野本委員の質問に対するあなたの答弁の中でもう一つ重要なことは、希望する者が高校に全入すると、教育効果という点からすると思慮が足りない、この指摘しておられます。大臣は御承知のとおり、たとえば中学校において全国八百万の、六百万ぐらひですか、中学生の中で、いわゆる学校の成績がある基準以上に達しておるものがある、それが成績順位に入學しておるものでもないことは御承知のとおりであります。さらに入學試験の結果が、国公立私立等いろいろな学校があつて、必ずしも画一的な入學試験問題を出しても、それが、優秀な順位にとられていないということも御存じのとおりです。学校によつてもっと低い試験問題を出しておるために入學できる、高度の入學試験問題のために浪人をしておるという、こういう現状は当然御承知の事であり、このことに対する認識の不足と、教育というものは、たとえば優秀な者だけ集めて教育をしていく、だからすぐ教育効果が上がるというものではありせん。これは教育基本法も、学校教育法に基づく教育の定め、教育の目標というもののうちにも、相互の人間関係の中に欠点をもち、いろいろの要素を持つておる者が相切確して初めて教育の効果はおさまると見ておる。かりに大臣が言う考へ方が、ある成績以上でない者が高等学校に入學するために教育効果が低下するといふような判断のもとに、教育効果という児童側に立つて考へると、思慮が足りない、全入運動というものには思慮が足りない、こういう考へであるとするならば、教育の目標に對する重大な私にはあやまちであるし、また、父母自身の願ひという観点からしても、教育の実際効果という問題からしても、教育効果の低下を来たすといふことはあり得ないことであるし、また、教育行政家としても考へてはならないことでもあります。教育基本法はそういう考へ方に立つて教育を行ない、教育行政を精神としては強く否定しておるはずですよ。この多い希望者が全部入ることによつて教育効果とい

う点からして、思慮が足りないということ、全入運動をしておる父母に對してどういふ指摘の仕方ですか、御答弁をお願いします。

○國務大臣(荒木高壽夫君) 私は午前中もお答え申し上げたと記憶しますが、まあ理想と申しますか、親の立場からの願ひごととしては、高校にも全部入學する、大学にも全部入學するといふことができませんならば、そのことが望ましいと思ひます。そういう意味での親の願ひ、国民的な立場からの願ひといふものは自由であると同時に、また当然でもあらうと、私はそれはそう理解いたします。教育基本法も、また憲法も、また行く行くはそういうことも考へに入つておると思ひます。そのの、同時に、現実的なことを考へて、能力に応じて教育を受けることと定めておると思ひます。そのことは、義務教育では能力の有無は問題にしないといふのが現行の制度だと思ひます。したがつて、高等学校におきましても、なるべく多くを收容する目標をもつて努力をすべきことではあるけれども、しかし、その年々によつて入學を希望するといふ具体的な員数は予定ができません。義務教育ならば生まれた子供は全部入るといふことがはつきりいたしますが、家庭の事情なり、あるいは景気の変動なりによつて希望の教といふものは変動があると思ひます。大学でも同断だと思ひますが、そこで、義務教育同様には具体的に現実問題として扱えないことを前提として、能力に応じて教育を受ける権利を有するといふ趣旨で一貫しておると思ひわけであり、したがつて、さうであるならば、その前提に立つ限りは、また

まある県においてその年の高校入學志望者を全員收容することができたところではそれでいいとして、すべてがさうでは現実にはあり得ないわけですから、またそれを予想しておるものですか、オーバしたところでは選考せざるを得ない。選考によりまして、選考の試験そのもののよしあしは批判の余地はありましようけれども、中学における成績全体と総合的な本人の能力判断、内申書といふものも参考にしながらテストを行なうといふやり方で選考しておるのが現状だと思ひるのであります。その限りにおいては、さうでないよりも競争によつてより勉強したいという意欲は起ると思ひます。その効果はさうでないときよりも、義務になつた後は、また別途、教員組織から教育内容から、それに應ずるものになりましようけれども、さうでない前提で現にあるところの高校に關します限りは、ある程度の競争があつたほうがないときよりもより効果的であるうと、さう思ひましたから、さうお答えをしたのであります。

○豊瀬一君 教育基本法第三条の、能力に応じてひとしく教育を受ける権利があるといふことも、さういふふう理解なさるとするならば重大な問題ですよ。能力のない者は高等学校には入學試験に合格しなければいかなないでもよろしいと、やむを得ないと、さういふ定めではないですよ。憲法、教育基本法を貫く精神を十分お考えになつてごらんない、それぞ人間は持つて生まれて能力を異にしておる。その能力を基本的な人権として伸ばす権利を享受しておる。さういふ角度に立つて、その能力に応じてそれぞれの能力を伸ばすように教育を受ける権利があるといふので、学力ある者は大学にいきなさい、ない者は中学校卒業して徒弟にいきなさいと、さういふふうには教育基本法三条を理解するならば、とんでもない間違いですよ。私は教育基本法上問題であると指摘したのは、單にあなたの答弁の用語ではなくして、あなたに今指摘したように、入學試験に落ちる者はやむを得ないけん、これが能力に応じて教育の機会均等なんだと、これは数多くの教育学者がさういふものではなくして、現行教育の、国民教育の建前といふものは人権の尊厳といふ角度から、いろいろな持つて生まれた能力を持つておる、これを、その能力を十分に伸ばしていくような教育の機会が与えられなければならぬといふ趣旨ですよ。このことを十分考へておいていただきたいと思ひます。このことはまた教科書法案の際に審議しますので、この論争をあつにおきま

それと野本委員の質問に對して、あなたは肯定的な答弁を、私は前後を通じて、私は速記録を調べたのですが、述べておられます。いわゆる希望者が全員入ることによつて高等学校の教育効果が低下するといふ、今までもさういふお考えですか。

○國務大臣(荒木高壽夫君) その点は、もっと現実把握と教育の目的を具体的に掘り下げて、総合的結論を申し上げないと十分ではなかつたと思ひます。ただ、私が肯定的に申し上げました私の頭の中の考へ方として、当面考へましたことは、たとえば高知県で全員入學しておるといふことを聞きま

だけですべてを判断し得るのだとは申しませんけれども、大学の入学実績を統計的な数字で表わしたものを私は見たことがありますが、その前後においてだいたいは違ひがあるということを開かされております。それが私の常識の一部分にありますが、そういうことを連想しながら考えます場合、先刻申し上げましたように、高校が義務教育になったときはそれなりの教育内容、あるいはそれなりの、それに応ずる教員組織等がきちんと別途考えられる意味があるかと思ひますが、それはちょうど小中学校と同断であります。そうでないことを前提として、現在あるその高校に、ただ希望するから全員入れるのだということにして、そうでないときと、そうしたときとの違ひは出てくるであろう、そういう私なりの考え方に基づいて一応申し上げたのであります。

〔委員長退席、理事北畠教真君着席〕

○野本吉吉君 ちよつと私の質問に対する誤解が多少あるようですから、一応、議事進行。――野本委員、野本委員と、しきりに出ますから、私の言ったことに對して、私の気持ちを正しくお伝えしておくことがこの際必要だと思ふので……いいですか。

○理事(北畠教真君) 野本委員。

○野本吉吉君 私が申しましたのはこういうことです。全員がかりに高等学校へ入った場合のことを想定いたしました。試験によつて入った場合と子供の状態がかわつてくる、すべてのものが入ってきませんから。そこで、高等学校というものは普通教育の完成という面と、もう一つは大学への道にも通ずる

わけなんです。そこで今までどおり、つまり試験選考されて入った者を対象とした高等学校の教科課程がそのままこれに適用されるということには多少の疑問がある。豊瀬委員がおっしゃるような能力に應じて教育するといふことになれば、今までより能力の格差というものが、幅が大きなものから、したがって、その能力に應じた教育をするための教科課程に対するある程度の訂正というものが、手直しというか、手を入れる必要があるであろう、その点は誤解のないようにお願いいたします。

○豊瀬一君 野本委員の質問に対して別に反論いたしておるわけではございません。大臣の答弁に關して問題を持っておるわけでは、高知の例が出ましたかね。なるほどセレクトすると、希望者の九六%が入った場合と、あとふるにかけられるべき四%が入った場合には、百人の中の九十六人が大学を受ける場合と、百人とも受ける場合、大学を落ちるものは大学の収容能力から考えても減ってくるでしょう、これが教育効果が低下したと大臣はお考えになるのですか。大学入学試験を受けた者で、落ちた者の数がふえたといふことを教育効果が低下したと考へるとするならば、またまたこれは問題としてとんでもないことです。教育の目的というものは、大学を受ける者を多く出すこと、高等学校に多数入学するところに、現行教育の目標や精神を置いておられませんよ。しゃべる能力を持っている者もあれば、こつこつとして、人の、縁の下を力持する能力を持っている者もあるし、黙っ

て思考する作業についてひいてはいる者もある。それぞれの能力を持っている者を、その能力に應じてひとしく教育の機会均等を与えないといふことでは、だから、大学に入ろうが、落ちる者がたくさんで、中学を出て、実業界に入ろうが、それを教育効果が大学入試とか高校入試の数が減ったからといふ、教育効果が低下した、これは全く戦前の読み書きそろばん式の詰め込み教育目標に立って考へるなら、そういうことは指摘できますよ。かりに、かなり成績の悪い者が高校の教育を受け、全員入学したために、そうして高校の成績もまた悪いとします、大学に入れないとします。これは教育の効果の低下でなく、あなたの説による、九十六人が入って四人が入らないことによつて、中学教育を卒業した際よりも、もっとその人間に対する教育効果は、三年間プラスされているし、そのうちその人間個々に対しては、個々の尊重という立場からすると、よりよい教育効果の条件が与えられる、このように判断すべきです。かりに今度、は逆から言ってみましょう。現在、高校により入学させるために、中学の義務教育がどんなに入学試験偏重といふ弊害を起しているかは、大臣も認め、本委員会でも答弁なさったところで、教育効果という面からだけ考へてみても、入試があるのとないのと、現行の義務教育の本質を達成するために、はるかな差を作ることは、これはいかなる人も認めているところですよ。こういう児童の心身をそなつていく入試という弊害を身にしみて感じた父兄が、国民に直接責任を持つと

いう教育基本法のかまきから、自分たちの教育というものはかくあるべきものであるという角度に立って、全員入学といふことを希望している。これに對して思慮が足りないとは何ごとですか。現段階では、教育基本法十條の、教育諸条件の整備充実に対する文部省の努力不足のために、全員入学といふ父兄の希望が達せられていないのは申しわけないことである、こうおっしゃるべきですよ。思慮が足りないとは国民に對して何という言いぐさですか。これが私が基本法十條の直接国民に責任を負つて行なうという、教育行政がその任務から考へても、あなたが高校全入といふのは思慮が足りないとおっしゃる基本法の考え方は、基本法の精神に若干相反する疑ひがあるという指摘をしてはいるのです。いわゆる教育効果が全員入学によつて低下するかのことが印象を再度受けたのですが、もう一度御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さっきお答えしたとおりでございますが、高等学校の本来の目標とするところが、後期中等教育という意味において受け取られるべきだといふ意味においては私も理解しております。ただ、現実問題としまして、上に大学がある、大学は全員入学でない、選考によつて入らざるを得ない、そのことのよしあしの批評は別といたしまして、現状はそういうある。高等学校を出た者で、二割近い者が大学に入っているかと記憶しておりますが、少なくとも、その二割見当の者は大学に入りたいという意思を持っている、入るについては選考に合

格しなければ入れないという実情にある。ですから、すべてとは申しませんが、二割見当の者の大学入学の意思を達成せしめる点だけをとり申しますれば、入学率が高いほど効果が上がつたんだといふ判定の仕方は、その部分については私は言ひ得ると思ひます。それは豊瀬さんの言われる教育が国民のためのものであるという前提に立って、国民の子弟である生徒が上の学校に行きたい、行くについては一つの関所がある、関所を通過せざるを得ないという――希望を達成せしめることも、また高等学校における一部分ではございまして、けれども、教育の目的として見のがすわけには参らないであろう、こういう認識に立ってお答えをしたつもりであります。

○小笠原三男君 閣下。午前中からの質疑の過程で聞きますと、大臣非常にいじりごともおっしゃる。ところが、言うたにたんにだんだん突き詰めていくと、非常にけげんに思われることも平然とおっしゃる。どうも私聞いておいて首尾一貫しない。整理して申し上げますと、午前中の大臣のおっしゃった高等学校全入運動というのは、義務制にしなければ完成できないという建前からいへば、現実問題としては、これは望まれないことであり、望ましくない、こういう前提で考へておる。しかし、国民が高等学校の教育を受けさせたいといふことで入学を希望する、それをかなえてやりたい、こういうことについては同感であるといふお考えも表明されている。ところが後段に、たとえば高知県の問題が出た。これが一番、大臣の具体的なお考えを示すものだと思うのです。高知県

格しなければ入れないという実情にある。ですから、すべてとは申しませんが、二割見当の者の大学入学の意思を達成せしめる点だけをとり申しますれば、入学率が高いほど効果が上がつたんだといふ判定の仕方は、その部分については私は言ひ得ると思ひます。それは豊瀬さんの言われる教育が国民のためのものであるという前提に立って、国民の子弟である生徒が上の学校に行きたい、行くについては一つの関所がある、関所を通過せざるを得ないという――希望を達成せしめることも、また高等学校における一部分ではございまして、けれども、教育の目的として見のがすわけには参らないであろう、こういう認識に立ってお答えをしたつもりであります。

○小笠原三男君 閣下。午前中からの質疑の過程で聞きますと、大臣非常にいじりごともおっしゃる。ところが、言うたにたんにだんだん突き詰めていくと、非常にけげんに思われることも平然とおっしゃる。どうも私聞いておいて首尾一貫しない。整理して申し上げますと、午前中の大臣のおっしゃった高等学校全入運動というのは、義務制にしなければ完成できないという建前からいへば、現実問題としては、これは望まれないことであり、望ましくない、こういう前提で考へておる。しかし、国民が高等学校の教育を受けさせたいといふことで入学を希望する、それをかなえてやりたい、こういうことについては同感であるといふお考えも表明されている。ところが後段に、たとえば高知県の問題が出た。これが一番、大臣の具体的なお考えを示すものだと思うのです。高知県

格しなければ入れないという実情にある。ですから、すべてとは申しませんが、二割見当の者の大学入学の意思を達成せしめる点だけをとり申しますれば、入学率が高いほど効果が上がつたんだといふ判定の仕方は、その部分については私は言ひ得ると思ひます。それは豊瀬さんの言われる教育が国民のためのものであるという前提に立って、国民の子弟である生徒が上の学校に行きたい、行くについては一つの関所がある、関所を通過せざるを得ないという――希望を達成せしめることも、また高等学校における一部分ではございまして、けれども、教育の目的として見のがすわけには参らないであろう、こういう認識に立ってお答えをしたつもりであります。

の例をあげられて、希望されるものが全員収容せられて、高知県の学校教育といふものは、大学進学率から見るとまことにそれは思わしくないものである。だから、やはり選抜、選考といふことが必要なんだというふうな意味合いに聞かされる。そこで、ここから問題は二つに分かれるのです。大学に行こうという者は行く、大学に入れないものが多数出る。そのことと、高等普通教育を受けるということとは直接は無縁のものです。あなたは、大学も義務制にして全員入学運動などというものも起こってくるかもしれないというたが、私はそれは考えない。今の学校制度の建前からいえば、大学は完全に専門の教育を与えるところであり、少なくとも大学院までの過程でいえば専門を探究する場なんです。大学は、したがって、一定水準以上の基礎を、学力なり何なり持たない限り、大学の専門教育にたえ得られない。学問探究、学者の養成という点については欠けるものがあるとして、専門教育において選考せられる、能力が選考せられるということは私は否定しません。これは私は大学は一応別なものだと考えている。しかし、高等普通教育においては、そういうことを一応制度として、建前としては切り離され、なお上を望む者は望むだけの教養をもって望めばいいわけなんです。

もう一は、片面、大臣がおっしゃる、そういうふうなうまくない結果が起きる。だから選抜がいいのだということになれば、やはり高等学校といふものは、そもそも建前として、望むからといってだれでも入れてはだめなんだ、あなたの言う意味の能力のない者

はよそこに回ったらいのだからという思想があなたの背景にあるのではないか。なるべくそれはかなえさせてあげたいと言っておりながら、片方において、そんな者が入るとじゃまだ、学校の教育効果が上がらぬ、だから選抜されてそういう者が入らないでかまわないのだ、こういう思想があるように思われる。それが前段でいう教育の機会均等という建前と抵触する。こういう点で私たちはあなたの見解をただしておるわけなんです。ですから、それは大学進学という目的からいえば、現象的に不都合だというふうなことがあっても、あるいはあなたが言いました、高等学校において選抜科目、その他のとり方とか、あるいは今クラブ活動をやって、自己の能力を、個性を伸ばしておるような、そういう活動の中で十分個性が伸ばされるような教育をするとか、いろいろな方法論上の問題はございまして、これはあとの問題としてあるわけなんです。あるわけですが、建前として、希望する者は、そしてまた希望しておいても貧乏のために入学して学習することができないような者は、この第三条の奨学等の措置によってそれをに入れてやる、こういう積極的な姿勢というものが教育基本法の建前ではないか、こういうことをあなたに再三尋ねておるわけなんです。だから、あなたとしましては、はなはだ失礼ですが、その時勢に即応していろいろな社会生活を営んでいく上において、高等普通教育等は希望する者は入学せしめる。それぞれの能力に応じて教育する幾多の施策を講ずる、そういう環境、諸条件を作るということで今後努力したいと思う、が財政的な問

題等もあるので、逐年これはその水準を高めていきたいと思う、こういう態度であっていいのではないかと思うのです。が、どうして頭強に選抜するのだ、そのほうがいいのだ、じゃまものは入っては困るのだというふうに聞こえるようなことを固執されるのです。大臣のお述べにならぬのです。そう思うので、きちんとした御答弁を伺いたい。あなたのお話を聞いて、それはエリート意識を持った、おれは選ばれて選ばれる者や、その父兄は喜ぶかもしれないが、国民一般、高校教育を子供に与えたいと考える父兄は必ずしも大臣の意見には賛成しないと思うのです。これは私、過去にもありました。が、やはり国会で質問したのですが、どうも旧制の高等学校を出て、東大出なんということで、官僚だ、大臣だとなってきた人は、これはひがみ根性かもしれないませんが、選ばれて上がっていくところに人生意気があるのだというふうなことをすぐ考えたがる。さらさら大臣にはそういうところはないものとわれわれは考えておる。そう期待しておるのですが、何回も質問するのはいやでございまして、もう少し端的に短かい言葉でいいのだから、基本的な考え方というものを表明していただきたい。あつちいったり、こちこちたりすると、いろいろ考えが一貫しないというふうに思うので、お答え願いたい。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 現実の問題と望まじき姿とを一緒に申し上げておる点がございまして、ただ申し上げればも感じております。ただ申し上げれば

憲法でも教育基本法でも能力に応じて云々といふことは、能力を見ないで無条件に教育の場を教育をするということとは義務教育、それ以外の教育の場は能力に応じて教育を受ける権利を認められている、私はこう理解しているわけでありまして。そこで、今の現実の制度の上に立って見れば、小中学校は能力にかかわらずだれでも入る。身体不自由その他の条件で一般の学校に入れない者は特殊のものを設備してでも必ず入れるというサービスをせなければならぬ責任が政府にある、理解しております。高等学校、大学は、それぞれ違ふとは申しながら、その点だけに關して言うならば、能力に応じてやはり教育をする場だと理解せざるを得ない。私は心得ております。教育の抽象的目標といふことでなしに、教育の場のあり方を現実に見れば、教育の場といふのは、財政的な面、あるいは国民の生活程度の向上の度合にもむろんよることでありまして、義務教育と違つた立場においてある。言いかえまして、都道府県が高等学校の設置義務者でありまして、これがまた財源、国の協力の度合に応じて、なるべく前進せしめていくべき政治的責任を負わなければならないが、義務教育と同じではないという違いが現にあるわけではな

ますれば、選考という方法論としての検討の余地はあるとしまして、競争の機会がそこにある、だから、現行制度そのものに立って考えます限り、義務教育体制になつていない状況下においては、なおさらそうだと思いますが、その競争がある程度あったほうが、ないよりはいいだろう、また実績もそれを示している。そのことが根本的に教育の目標から見て適当でないという立場に立ってまた考えるならば、それを解消する方法は、後期中等教育を義務制にして小中学校と同じにするというのが、すべての国民、青少年に対してより高い教養を与え、学力もつるというところになる方法ではないかというところ。だから、それに至らない制度のままで当分力かざるを得ないと思ひますが、その限りにおいて言うならば、ある程度の競争があったほうが、なかったよりはいいだろう、こういう感覚でお答えを申し上げておるつもりでございます。

○小笠原二三男君 どうも現実だとか、将来だとかいうけれども、今の問題はこの財政的な具体的な考慮をした議論ではなくて、建前としての議論をしておる。この点から抜け出して、もつては困る。私、午前中にも義務制、義務制といふが、どっちの側の義務制なんだと、こうとつて質問をしたら、それは関係ないんだということとだつたのです。児童を持つ父兄の側、あるいは環境を整備して、その諸条件を整備するほうの国、公共団体、この関係に義務制があるのだと、こういう答弁だつたのです。私は一応それを承知したのです。けれども、明治時代等における文明開化の時代で、

国際的に競争しなければならぬ、そういう建前の際に無知文盲をなくするというところで、不就学者を学校に縛りつけるという意味で行なわれた義務制という建前は、今日相当変わってきておると思うのです。それは中学校等においては、貧困のために働く、そういう学校に通学しないという向きは、まだある階層、あるいはある僻地の地域等においてはありますが、ほとんどもう社会通念として学校に通うという建前は、今日日本においてはできておる。かえって今日の義務制なんていうのは、学校に通わなければならぬというところよりも、国みずからが義務教育を果たすに十分な諸条件を整備するという側の方に義務づけられる向きが多くて、国民の側に立てば、よい教育を受けさせてもらう権利という形で出てきておる向きがあるだろうと思うのです。だんだんそういうふうに進歩した社会となればなっていくと思うのです。今お話のように、この教育基本法の第三条というものの建前は、何も義務制に限ったことではないのです、これは。あらゆる教育についてこの問題は触れて、包括的にここで概念を規定しておるわけなんです。高等学校そのものも、あの明治期以後に、われわれ、大臣も体験したようなあの旧制の中学校という建前、あれとは六三三の建前としては趣が変わってきておると思うのです。何かすると、試験によって入学するのが建前なんだということに固執したがるようですが、少なくとも教育の機会均等という議論からいえば、同じ一つの県内における納税者が自分の子弟が望む教育が受けられるだけの施設を、反対側の公共の側は、そ

の税金を行使するほうの側は、教育の行政として努力をしていくということ、これは当然の責任だと思ふのです。だから、少ないよりはより多く高等学校に希望する者は収容をしていくというのが教育行政のあり方だと思ふのです。簡単だと思ふのです。それが直接国民に責任を負う行政というものと違うのです。その国民という言葉を、東京都でも、あるいは宮城県でも、言葉を書き直したら同じだと思ふのです。納税者の要望にこたえるような教育の行政を、片側、税をとって仕事をやる向きが行なう責任が原則としてあると思ふのです。そういう建前からいえば、高等普通教育が青年後期の普通教育であり、完成教育であり、そこまで教育の水準を伸ばしたいという願いをお互いが希望をし、受け入れて施策をしていくということが何で悪いのか。何でもその選抜ということをやると建前となればならぬのか。現実の問題は、学校が少なから選抜せざるを得ない。そのことは十分われわれはわかっておる。大臣のおっしゃっておることは、それはわかっておるということなんです。しかし、それでいいんだというところで、そこにどまらないうで、希望する者は貧富の差にかかわらず何らかの方法をもって収容して、十分な教育が与えられる環境を作つてやろう、これが教育基本法のあり方だと思ふ。そのことだけを聞いておるのです。それを否定するのかわからないのかという簡単なことなんです。ただ、現実の問題となれば、大臣おっしゃるとおり、収容しきれない。そこに選考というやむなき手続方法というものが行なわれる、これを否定しているのではな

いのですよ。だから、あっちこっち触れないで簡単に答えを願いたい。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) その第一段階のことは、午前中お答え申し上げましたとおり私も思つております。その願ひというものはこれは好ましいことであり、けっこうなことである。それに応ずる努力をするということ、は、国も公共団体もむろん心がけねばならない、そのことに私は午前中から一つも異存を申しておるつもりはないのでございます。
○小笠原二三男君 それだけでいいのです。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただ、言葉の幾分混乱を来しましたことがやつとはつきりいたしました。それはそれでございしますが、現実にはそれをしますためには、義務制にもしないならば、きちっと行政の責任が果たせないと結果になるであろうということをおし添えたために、いささか混乱をしておることを今発見いたしました。それは先ほども申し上げましたが、希望者をすべて入れるといたしましても、時々によって違う、その家庭の条件その他によって、時々によって違うわけでございますから、変動するものであろうものを必ず収容するんだというところを、公共団体といえども国といえども例外なしに約束して、実現、実践することは困難であろうということが念頭にあるのですから、そのことをいささか先回りして申し上げておいた傾向があったと思ひます。
○小笠原二三男君 大体わかったんですが、またしりのところへんなことと言われる。そういう約束をするとは、国も公共団体も困ることであら

うと思ふから、いささかというふうなお話です。この教育基本法でそれが約束されているのだということなんです。この第三条を受けて第十條があつて、第三条の教育の機会均等を果たすために、教育の行政はあらゆる環境を整備し、確立していく、それを目標にして教育行政というものは行なわれなければならないと義務づけられておる。約束させられておるのです。その教育行政の最高の責任者は、あなた、文部大臣なんです。それから各教育委員会、各公共団体の長なんです。文部大臣も教育委員会も教育の内容をこうしろとかあしろとか、そういうようなことにウェイトを置いて行政が行なわれるのではなくて、この基本法制定の当時、腹の理念というものは、そのための教育諸条件を整備することに旨をおいて行政が行なわれるということなんです。そのために文部省設置法にも、各省設置法にないような、そのいかなるものにも支配されてはならない、したがって、文部大臣、文部省といえども教育の内容については立ち入ってはならない。へんてこなくちばしを入れない。行政が教育に介入してはならぬという建前の制限立法さえもつけて文部省設置法がある。あくまでも文部省は、あなたがたおっしゃるとおり、直接国民に責任を持って、教育行政、そういうことで奉仕している、そういう機関なんです。したがって、約束するしないでなくて、法の命ずるところは、どこどこまでも希望される者が十全な教育を受けられる、あなただけの意味で。能力に欠ける者はその能力を伸ばしていく。そういう教

育をこそする条件を整備することをあなたに委託している。請託しておるのです。そのことさえわかっていただければいいんです。そうでなくて、ぶつ切つてもいいのだ、何してもいいのだということになったら、高校急増対策の基準というものは出てきませんよ。現状どおりでもいいし、もっと現状より減らしてもいい。高知県を例であなたいは見ましたか。高知県などそうだとはいふのなら、あなたの言うようにするのなら、高知県の高等学校を減らして、そして大学まで完璧に行け得る者を選考して、そうしてそれだけ入れておけばいい。それでも教育の機会均等ということになります。あなたのいう意味なら。だから、そうではないという建前、これが大前提となつて高校急増対策なり何なり、教育行政あるいは政治課題が果たせると思う。そのことでけさから今まで、ごたごたごたごたと回り回つてお話ししたのです。大臣とわれわれと同意見になったことを非常に私は喜ばしいことだと思ふ。ひとつ、もう現時点における選抜なんというものは、大臣として、国の行政をあずかる方として、そういう技術的な枝葉末節のものを遠い長期計画のようにいわないで、希望される者が十分な能力が発揮できるような学校教育ができる条件を整備せられるように、特段な御努力を私たちに期待したいと思ひます。
○理事(北島教真君) ちょっと速記とめて。
○理事(北島教真君) では速記つけて。
○理事(北島教真君) では速記つけて。

本案に対する審査は、本日のところの程度とします。

○理事(北島教真君) 次に、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

〔理事北島教真君退席、委員長着席〕

○豊瀬一君 教科書法案に対して質問を続けていきますが、本会議で、私、同法案の内容について、若干、総理大臣並びに文部大臣にたてました。が、本法案は、無償をうたいながら、その内容はすべて調査会一任の形式を持っておるきわめてミコヒル的な法案あります。したがって、私は法案の具体的内容に入ります前に、まず提案理由の中に盛り込まれたる法案立案の精神、特にこの法案が意図しておるところの教育の目標に合致するか、あるいは教科書を無償にして生徒児童に与えることによって国民的自覚を深めていく等、いわゆる教育の方針並びに目標に関する法案を通しての意図というものが、きわめて重大な内容を持っておりますので、まず、このことからただしていききたいと思います。

そこで第一に、これは大臣でもほかの政府委員でもけっこうですが、今回の法案を作成するまでに、参考人の陳述にもあったごとく、昭和二十六年から数か年間にわたってあるときは前進への試みとし、あるときは入学祝いのプレゼントとし、やがては社会保障的な色彩と変更しながら教科書が給与されてきたこの経緯を、どのように踏ま

えて今回の法案を立案されたか、御説明を願います。

○政府委員(福田繁君) 御承知のように、昭和二十六年に単行法でもちまして、昭和二十六年に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律というものが制定されました。これは御案内のように、公立小学校の一年の児童の全部に対して、国語算数の教科書を給与するという法律でございます。この場合は国庫が二分の一負担をいたしまして残り二分の一は市町村が負担をする、こういうような建前であったのでございます。で、そのときの法律の第一条にございますように、この義務教育の無償の理想のより広範囲な実現への試みとして、地方公共団体に對して、昭和二十六年に公立学校に入学する児童の教科用図書の給与を奨励することを目的とする、

こういうような目的が掲げられております。で、このときは憲法第二十六条の義務教育は無償であるというその理想を、より広範に実現する一つの試みとして、この法律が制定されるのだ、こういうような趣旨がうたててございまして、したがって、この当時の考え方といたしましては、憲法第二十六条の精神に基づいたこの理想の実現への一つの試みとして、これを実施するのだ、こういうことでございまして、一年生に対する国語、算数という二教科の教科書でございまして、しかも、法律は昭和二十六年限りの一年だけの臨時的な措置でございまして、したがって、当時の考え方としては、これはさらには後年度にこれを拡充するについては、二十七年以降にどういう措置をとるかということも十分慎重に検討

した上でできる、こういうような考え方であったようにございまして、二十七年には公立小学校の一年の児童全部に對して国語、算数の教科書を給与するということにございまして、このときの二十七年の法律は、新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律という法律になっておりまして、二十六年の実際の状況からいろいろ検討された結果と思いたすが、二十七年におきまして、新たに入学する児童にお祝いとして国語、算数の教科書を給与する。これは二分の一でなくて、国が買上げまして発行会社に直接支払いの形にいたしましてこれを給与する、こういうような形になっていくわけにございまして、このときの法律の第一条には、目的として、

「児童の国民としての自覚を深めることに資するとともにその前途を祝うために、国が毎年度新たに小学校、盲学校、ろう学校及び養護学校に入学する児童に對し教科用図書を給与することを目的とする」と、こういうような趣旨がうたわれてございまして、したがって、二十七年におきましては憲法第二十六条の精神には基づいていいることとは思いますが、これは国民的自覚を深めるといふことに資するための一つの方策としてお祝いのために小学校の一年生に対する国語、算数の教科書を給与する、こういうことになっていくわけにございまして、その後、これは二十八年にも継続されたのでございまして、二十九年になりましてこの措置は補助金等の臨時特例に関する法律によりまして実施が停止された事情になっております。そしてその後三十二年

になりまして、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の助成に関する法律というものができまして、二十七年にできました、新たに入学する児童に対する教科用図書の給与というところでなく社会保障的な考えかいらいたしまして、就学困難な児童への教科書の給与というように形に変わってきたのでございまして、その間のいろいろな事情等を見ますと、二十六年、七年におきましては、これは形が変わっておりますけれども、やはりこの法律の考え方としては憲法第二十六条の精神に立脚した措置であるというように考えられるのでございまして、その後のいろいろな対策の変わって参りましたのは、これは当時のいろいろな事情の変化というふうに向つております。もちろんその中には経済的な内政的な事情が非常に大きな要素を占めていられるように承知いたしております。

○豊瀬一君 局長に要望いたしておきますが、できるだけ審議を進捗するために、私が聞いておるものを簡明にお答え願いたいと思つております。私、手元に法律二十九号も三十二号もいずれも用意しております。私が聞いたのは、今あなたが説明された二十六年に出た法律、二十七年に出た法律、あるいは養護児童に対する給与、こういう教科書を給与するという変遷をどう踏まえて本法を立案したかということ、を、法案の内容を説明して下さいというのじゃない。こういう変遷をたどって、本年度新たに教科用図書の無償に関する法律を作ったという立案の趣旨と聞いています。

○国務大臣(稲本萬壽夫君) 経過は今、政府委員から申し上げたとおりでございますが、結局消えてなくなったわけにございまして、その原因は法律そのものが試みとして、あるいは小学校一年の一定の教科以外は無償支給しない、法案そのものにだんだん先づそりになりそうなる要素があったからだと反省します。しかしながら、憲法第二十六条の趣旨を実現したいものだといふ試みであったことは確かでございます。で、政府内部におきましても、また与党におきましてもそのことに対する郷愁はあったわけにございまして、しかし、それを法律的に実現するとなれば以前の法律の経過に顧みて、逐次そういうおそれのないようにしなければ再発する意味はない、こういうふうにとらえて、義務教育用の教科書はすべて無償とする、というお約束を国民にする、そして具体的に三十八年に入学する小学校一年生の使う教科書全部についてだけでございますけれども、具体的にスタートラインを切ろう、そうしてそのあとの年次計画なものは教科書会社のあり方、配給機構等もろもろの問題は世上いろいろ議論もございまして、したがって、それは慎重に扱って、法律に基づいた調査会を作つていただいて、そこで検討の結論を待ってまた立法措置を講ずる。手間が要りますけれども、それだけの慎重さをもつて具体案をなるべくすみやかに作り上げて、再度国会で御審議願つて、その線に沿って、用意しております三十八年に入学します一年生からスタートして、なるべくすみやかに完成

したい、こういう構想に立って御審議を願うような次第であります。

○豊瀬一君 私、経緯についてどう把握し、本法案を立案したかと聞いておきますのは、御承知のとおり、二十八年度までは最初二分の一、その次は全額負担というふうに少しずつ前進を促した政策が、二十九年に施行停止となって、大臣がおっしゃったように消えてなくなつた。その当時も選挙が行なわれる年であつた。最初に支給を試みられたのは、今回も私本会議で質問したように、参議院選挙をめざしたスローガン法案である、こういう言い方をしましたところ、大多数の方々はそうだ、そうだと云つて、拍手をしていただいたようですが、やはり無償をうたいながら、一年生にのみ支給しようと思つておられる。ここに過去の幾多の失敗にもかかわらず、蹉跌にもかかわらず、再び当面好餌を与えて、また消えていく、こういう文教政策の不一貫性を私は憂うがゆゑです。そこでまずお尋ねいたしますが、一番最初の、昭和二十六年度に入學する児童に対する教科用圖書の給与に関する法律、この法律の目的に「義務教育の無償の理想のより広範な実現への試みとして、これは非常に重要な言ひ方です。この際の「義務教育の無償の理想のより広範な実現」というのは、教科書無償だけを意図して作られたか、それとも参考人からも述べられた給食、PTA負担あるいはし詰め学級の解消、設備、施設の充実等も含んで、憲法で就学の強制が、無償の原則と一致しなければ、就学の強制は基本的人権として問題であるという角度から制定されたと思うのですが、単に教科書無償でなくて、二十六年の法律も、今指摘したような広範な、教育諸条件の整備という基本法十条の精神を受けて制定されたものと私は理解するのですが、大臣もそのように理解し、本法案をそのような決意のもとに立案されましたか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 憲法二十六条にいうところの義務教育無償の原則、この内容は時に応じて変化するものとはむしろ思いますけれども、社会的な常識として受け取れ得ますことは、義務教育とする以上は、代償を取らないという趣旨であるとか聞かされております。したがって、最小限度は授業料をとらないということと一段落つておる。しかしながら、憲法のいうところの無償の理想が、それだけですべてであるとはむしろ理解いたしません。授業料をとらないという事柄の、時期的に次に来ないけれども、授業料をとらないということとは同じような緊要性において教科書というものが考えらるべきで、なくてはならないもの、しかも、普遍的な要素を持つており、そうして平等性を持つておるというところが、全国民の立場において無条件に受け入れられる一つの課題、それが教科書だ、こういう理解をいたしまして、その考え方に立って授業料を取り上げる、その次の課題として教科書を取り上げる、こういう考え方がございまして、プラス・アルファ何があるかは、具体的に私にはよくわかりません。

○豊瀬一君 少なくとも法律四十九号を立案される際に、この法律の目的に掲げられておる第一条の「義務教育の無償の理想のより広範な実現への試み」ということは、少なくとも、単に教科書を全生徒、児童にやるということだけでは意図としてはなかつた、このように大臣は理解しておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 当時の立案者でございませんで、立案者の意思としてどうだということも申し上げかねますけれども、先刻私が申し上げましたような意味に、当時政府側としては理解しておつただろうと推測いたします。

○豊瀬一君 そのような決意のもとに立案をされ、そのことが法律の具体的な明文となつて制定されたにもかかわらず、その翌年、全く異なつた目的をもって法律が改定されたのは那邊にありませうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これも推測に基づくことを申し上げるはかたにございせんが、現実問題として、財政的な条件の変化からさうようになったことが相当おもつた理由の一つではないかと思ひます。

○豊瀬一君 前年度作つた法律が、一年そこそことたんに変貌して行く。こういうことを財政上の理由と言われるならば、今回の、憲法二十六条の実現への一歩の試みとして画期的な施策であるというふうに手前みそ的に謳歌しておられますが、今回はそういう財政上の理由等で、この教科書無償の政策が変換されることなく続けられるという決意と責任を大臣はお持ちになることができませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その決意と責任は十二分に持つてゐるつもりでございます。

○豊瀬一君 法律四十九号と三十二号の目的の基本的な違いは、一方は義務教育無償の理想の実現の試み、一方は教科書をやること、児童の国民としての自覚を深め、さらに「その前途を祝う」、こういうことが目的です。憲法二十六条の実現の努力と、「国民としての自覚を深め」、「その前途を祝う」というのは、法律目的としては全く異なつたものと私は理解しますが、大臣はさうのように理解されますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 父兄負担の解消というところは、憲法二十六条に直結した課題ではないと心得ております。さつきも申し上げましたように、義務教育無償の理念は、まず代償をとらないということに始まる、そして義務教育が無償になる方向をたどらねばならぬことは当然としても、その授業料をとらないこと以外にないだんというものを具体的に定めまして、つきましては、そのことが、国民の側に立つて普遍的である。地域的に、あるいは年令的に差別があるということでは、憲法の趣旨に直接法として密着する課題ではなからう。そしてまた、それが平等性を持っていなければ、憲法の趣旨とは離れてくる。そういうことが、私は必要要件だと思つてございまして、そういう意味から申し上げて、最も適格性のある課題が教科書である。その次はしからば何だということになりますと、さつきも申し上げましたように、具体的に、私、今申し上げた材料を持ち合わせません。今申し上げた要件に合致するものありせば、進んで取り上げていくべき課題であらう、こう理解しております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 全然異なつたとも言いかねると思ひますが、少なからず、意欲がある程度減退した印象は免れないと思ひます。

○豊瀬一君 意欲の減退というよりも、昭和二十七年当時の日本の政治情勢、国際情勢の中で、児童に国民としての自覚を深めるために教科書をやるのだ、これは当時の教育政策の中で、日本の平和と愛好の教育政策がやがてはいわゆる戦争放棄の宣言をしたことがあやまちであつたと指摘され、愛国心とか祖國愛という教育目標が欠除してゐるという指摘の論争の中で、国民としての自覚を深めるために教科書をやるのだということが立案されたことは、当時の教育学者や文化人が強く指摘したところなんです。この四十九号法律と三十二号法律との変遷を見まして、さらにお祝ひをしてやるのだといつておつたのが、貧困な児童にやるのだという変貌したいささつから見ても、この間に文部省あるいは政府の文教行政の不一貫性を強く指摘することができるのですが、今回の無償は、少なくとも従前の轍を踏まず、法律に明記してありませぬけれども、文部省の決意としては、少なくとも法四十九号の義務教育の無償の理想のより広範な実現への一歩、こういう決意、内

容的には先ほど指摘したように、各種父兄負担の全廃あるいは給食設備、衛生設備その他教育基本法にいうところの教育諸条件の整備、こういうものへの前進の一段階として立案された、このように理解してよろしいですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 父兄負担の解消というところは、憲法二十六条に直結した課題ではないと心得ております。さつきも申し上げましたように、義務教育無償の理念は、まず代償をとらないということに始まる、そして義務教育が無償になる方向をたどらねばならぬことは当然としても、その授業料をとらないこと以外にないだんというものを具体的に定めまして、つきましては、そのことが、国民の側に立つて普遍的である。地域的に、あるいは年令的に差別があるということでは、憲法の趣旨に直接法として密着する課題ではなからう。そしてまた、それが平等性を持っていなければ、憲法の趣旨とは離れてくる。そういうことが、私は必要要件だと思つてございまして、そういう意味から申し上げて、最も適格性のある課題が教科書である。その次はしからば何だということになりますと、さつきも申し上げましたように、具体的に、私、今申し上げた材料を持ち合わせません。今申し上げた要件に合致するものありせば、進んで取り上げていくべき課題であらう、こう理解しております。

○豊瀬一君 福田局長にお尋ねしますが、全国の平均値でよろしいですが、子供を義務教育諸学校に通学させておるために、特別の例を除いて、必ず学校に納入しなければならぬ父兄

容的には先ほど指摘したように、各種父兄負担の全廃あるいは給食設備、衛生設備その他教育基本法にいうところの教育諸条件の整備、こういうものへの前進の一段階として立案された、このように理解してよろしいですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 父兄負担の解消というところは、憲法二十六条に直結した課題ではないと心得ております。さつきも申し上げましたように、義務教育無償の理念は、まず代償をとらないということに始まる、そして義務教育が無償になる方向をたどらねばならぬことは当然としても、その授業料をとらないこと以外にないだんというものを具体的に定めまして、つきましては、そのことが、国民の側に立つて普遍的である。地域的に、あるいは年令的に差別があるということでは、憲法の趣旨に直接法として密着する課題ではなからう。そしてまた、それが平等性を持っていなければ、憲法の趣旨とは離れてくる。そういうことが、私は必要要件だと思つてございまして、そういう意味から申し上げて、最も適格性のある課題が教科書である。その次はしからば何だということになりますと、さつきも申し上げましたように、具体的に、私、今申し上げた材料を持ち合わせません。今申し上げた要件に合致するものありせば、進んで取り上げていくべき課題であらう、こう理解しております。

○豊瀬一君 福田局長にお尋ねしますが、全国の平均値でよろしいですが、子供を義務教育諸学校に通学させておるために、特別の例を除いて、必ず学校に納入しなければならぬ父兄

容的には先ほど指摘したように、各種父兄負担の全廃あるいは給食設備、衛生設備その他教育基本法にいうところの教育諸条件の整備、こういうものへの前進の一段階として立案された、このように理解してよろしいですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 父兄負担の解消というところは、憲法二十六条に直結した課題ではないと心得ております。さつきも申し上げましたように、義務教育無償の理念は、まず代償をとらないということに始まる、そして義務教育が無償になる方向をたどらねばならぬことは当然としても、その授業料をとらないこと以外にないだんというものを具体的に定めまして、つきましては、そのことが、国民の側に立つて普遍的である。地域的に、あるいは年令的に差別があるということでは、憲法の趣旨に直接法として密着する課題ではなからう。そしてまた、それが平等性を持っていなければ、憲法の趣旨とは離れてくる。そういうことが、私は必要要件だと思つてございまして、そういう意味から申し上げて、最も適格性のある課題が教科書である。その次はしからば何だということになりますと、さつきも申し上げましたように、具体的に、私、今申し上げた材料を持ち合わせません。今申し上げた要件に合致するものありせば、進んで取り上げていくべき課題であらう、こう理解しております。

○豊瀬一君 福田局長にお尋ねしますが、全国の平均値でよろしいですが、子供を義務教育諸学校に通学させておるために、特別の例を除いて、必ず学校に納入しなければならぬ父兄

容的には先ほど指摘したように、各種父兄負担の全廃あるいは給食設備、衛生設備その他教育基本法にいうところの教育諸条件の整備、こういうものへの前進の一段階として立案された、このように理解してよろしいですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 父兄負担の解消というところは、憲法二十六条に直結した課題ではないと心得ております。さつきも申し上げましたように、義務教育無償の理念は、まず代償をとらないということに始まる、そして義務教育が無償になる方向をたどらねばならぬことは当然としても、その授業料をとらないこと以外にないだんというものを具体的に定めまして、つきましては、そのことが、国民の側に立つて普遍的である。地域的に、あるいは年令的に差別があるということでは、憲法の趣旨に直接法として密着する課題ではなからう。そしてまた、それが平等性を持っていなければ、憲法の趣旨とは離れてくる。そういうことが、私は必要要件だと思つてございまして、そういう意味から申し上げて、最も適格性のある課題が教科書である。その次はしからば何だということになりますと、さつきも申し上げましたように、具体的に、私、今申し上げた材料を持ち合わせません。今申し上げた要件に合致するものありせば、進んで取り上げていくべき課題であらう、こう理解しております。

○豊瀬一君 福田局長にお尋ねしますが、全国の平均値でよろしいですが、子供を義務教育諸学校に通学させておるために、特別の例を除いて、必ず学校に納入しなければならぬ父兄

○政府委員（福田繁君）これは三十四年度の調査でございますが、小学校におきまして七千九百六十二円、中学におきまして六千八百七十二円となっております。

○豊瀬積一君　さらに、六三制実施以来、学校寄付あるいは校舎建築、講堂増築等、父兄が寄付という名のもとに多額の負担をしてきたと思いますが、大まかに、何千億程度になるとつかんでおられます。

○政府委員(福田繁君) ただいま手元にその資料を持っておりません、総額ではちよつと今計算しておりませんが、後ほど調査いたしましてお答えいたしたいと思ひます。

○豊瀬禎一君　私もこの総額についてつまびらかにしないのですが、これはいわゆる目の子算的にやっても、数千億じゃなくて、兆をはるかに上回る負担だと思ふのです。こういう義務教育諸学校に通学させるために、貧富の差いかにかわらず、強制的に父兄の負担が多額に上っているにもかかわらず、大臣はそうした負担は憲法二十六条の無償の精神とは直接かわりのないことで、どうしても負担はやむを得ない、こういう先ほどの答弁のように理解されるのですか。

○國務大臣 荒木萬壽夫君）義務教育のための学校施設、設備費あるいは教職員の人件費、これはもうすでに制度づけてあり、無償の建前で動いていて問題だと思ひます。ただ現実問題として、いやが上にもいい学校を作りたいという欲望もある。いろいろな原因も

○小笠原二三男君　ちょっと関連して、事務的なことです。大臣にはあとで私の番がきたら質問します。政府委員にお尋ねしますがね、最初にああいいう立法をしたときには、義務教育費国庫

負担法というものがあるがまだできないときで、それを出すために文部省としては非常に真剣な検討をして、そうしてこの負担法で、教科書無償の問題が一つの広範な問題として考えられるほかに、

當時の逋田政府委員の御答弁では学用品——クレオン、鉛筆、ゴム、これらを含めた学用品費、教育費等も含め合わせた線を実現したいということで、資料がとつてあるということで答弁があり、その中にはこの当時のPTAの負担が、一人当たり四百円かの程度のうち、二百円ぐらいのものをこの点で救われるということとは、一歩も二歩も前進であるという意味合いの答弁もしている。ですから、これは義務教育無償であるが、父兄負担の軽減ということにも、問題としては大きく関係して提

案せられている問題であった。そのときに、理念としてはまだ確定しておらないというのは、交通費だけの問題だったと思う。で、この問題についてはもう少し、当時の政府委員は内藤さんだったのでからわかっていくわけですから、当時の文部省が義務教育無償

償の問題は、学校の維持費、管理費、運営費というようなもので類別すればどれに入るか。無償の問題として考えているのですか。

○政府委員(福田繁君)　まず前段のお

尋ねてございますが、これは御承知のように、義務教育費国庫負担法は二十七年にできています。したがって、二十六年はその前年でございます。当時この負担法の中にどのような内容を盛り込

むかといふことにつきましては、いろいろ文部省としては研究したことが当然あるわけでございます。したがって、俸給費だけじゃなくて、教材費等について、なるべく幅広く取り入れて、父兄負担の軽減をはかっていきたいというような趣旨であつたように私も承知いたしております。ところで、それは二十七年に、この現在のような大体負担法ができましたので、それによつて解決されたわけでございますが、この二十六年の教科用圖書の給与に関する法律の際におきまして、これ

は考え方として憲法第二十六条のいわゆる義務教育無償とは何ぞや、無償の範囲は何が入るのだ、こういうような考え方につきましては当時、現在もそうでございますけれども、教育基本法の中には授業料は徴収しない、これは無償だ、こういうことが書いてあるの

程なり、あるいは当時の政府委員のいろいろな話を総合いたしましたとしても、教科書については一応考え方をまとめておいたというのが事実のようでございます。

○小笠原二三男君 類別、学校教育費
というものの中でいえば……。

○政府委員(福田繁君) 失礼いたしました。これは学校教育費の中で考えますと、教科書費というものを別個に立

てておりますので、特に運営費に入るというふうには考えておりません。

○臺灣殖一君 今回の立案の際に、今まで論議された、単に教科書を三十八年から一年生にやるということではなくて、給食の問題、あるいはさらに貧困な児童に対するもっと学用品等を支給する幅を広げていくとか、あるいは修学旅行を完全に国家が責任を持つとか、その他PTAの負担を逐次軽減していく等、いわゆる二十六年立法の際の精神のように、無償の理想をより広範圍に進展させていくと、こういう問題が

同時に検討されて、まず現段階では三十八年から一年生だけ、三十九年あるいは四十年では給食費は国がこれだけ持っていく、何年後にはおよそPTAの負担はゼロにしていく、いわゆるPTA負担金等のものはゼロにしていくとか、こういった無償の具体的な内容

でしようか。もし同時に、広範な実用への施策が論議されたとするならば、それも同時に御説明願いたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど

申しましたように、憲法の趣旨は授業料をただにすることだけではない
と考えるわけですが、しからは何だとい
うことは相当慎重に検討を加えた上で
ないとお答えし得ない課題と私は思い

ます。文部省としましてもそういう考
え方に立ちまして、だれしも異存のな
い憲法二十六条につながる課題は教科
書であるということに集中いたしました
で、その実現をはかろうと考えたわけ
でございます。その他があるかとい
うことを確信を持って申し上げる段階
にはまだ参っております。

○豊瀬 祐一 たとえばある参考人の
陳述のように、教科書の次は給食だと、
こういう順序のきめ方というのはいか
なり問題があると思うのですが、しか
し、給食も国が負担するほうがいいか悪い

か、あるいは現在のように一万円に近い父兄負担は軽減していったほうがいいか、悪いか、いいとすればいつごろまでにはやらなければならないかという問題は、昭和二十六年の立法の際も、無償の理想へのより広範圏の実現への試みとして、このころからすでに長期の

飛躍のステップとして描かれておる。十年後の今日、無償という大きな旗を掲げられながら、憲法の無償の原則についての具体的な施策というのが検討されないというのが、たびたび指摘しますように、きわめて何といひますか、軽視しているか、二十六条の精神を軽視しているか、あるいはそれを免れさせないで済みますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 軽視しないで重要視すればするほど、軽率にただ思いつきの感想をもってお答えに出来るわけに参らない、こういうふうに考えます。慎重を期しておるわけでございます。

学校給食につきましても、最終的な意見としてはまだ申し上げかねると思したほうが正しいかと思ひますけれども、一応私どもの考えを申し上げます。接にそのものずばりで憲法二十六条につなげる課題とはなり得ない、かように考へております。その一つの理由は、食糧ものは生命をつなぐためのものでございまして、何人といえどもとらざるを得ない、憲法にいう義務教育無償の概念以前の課題でございまして、貧富の差別いかなるものもあつた、いかなる境遇、立場にありましても、食糧を食ふを得ない。したがって、それは人間としての食糧がための責任を持つておるはずですから、ただし、要保護、要保護等の言葉で言われましように、社会政策的な、社会保障的な立場からどうするかの課題はむしろ別途ございまして、共通の一般的な概念としてとらえます場合には、給食費そのものが全額国または公費でまかなわなければならない、すなわち憲法

二十六条に期待するところの当然のもので私はちよつと切れないんじゃないかならうか。ただし、共通性普遍性は教育の場において昼飯代を考えた場合、それ自身共通普遍的な要素が多分にあると思ひます。そういうことを考えあわされた想像いたしますが、昨年給食制度調査会の御審議の結果、答申が出てきたのは、国費、公費をもつて給食費の半分、二分の一を負担するという建前が妥当であろうというふうな線が出て参りました。私も、思ひますに、私が今申し上げたようなことをあわせ考慮された結論ではないかろうかと推測いたしておるのであります。最終的な責任のあるこれについての見解は他日を期していただきたいと思ひます。

○豊瀬一君 そうすると、大臣としてはできるだけ早くそういった無償の、より広範な実現に對し検討し、前進していく必要があるということと理解されますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今申し上げましたような心がまえで検討を尽くしまして、漸次実現するという責任は感じております。

○小笠原三男君 関連して、給食費の問題は、他日に譲るような慎重な答弁もありましたが、二分の一補助でよからうという答申の線というものは、義務教育諸学校における教育費は、無償にしていく建前を望むが、二分の一で現時点ではおおむねよろうという趣旨に大臣は考へになつておりますか。全然無償の問題とは関連なしに、共通している問題であるから昼飯代を半分を持つてやろう、こういうことな

んですか。この点、ちよつと気がかかりますので伺ひたいします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 明確にはお答えしかねますけれども、さつき申し上げましたように、憲法二十六条から直接法で出てくる必然的なものではなからう、そういう意味の対象にはならないであらうと、今のところ思ひます。ただ、教育効果と申しますか、児童、生徒の体位の向上、あるいは衛生的な立場におきましても共通的に、普遍的に価値のあるもの、また給食を通じましてもろもろの人間性を涵養する期待も持てることと承知しますが、そういう意味でも普遍性があり、かつまた、平等性も一応考えられる。しかし、それは百パーセントそうだとも言い切れな

い、朝飯と晩飯と合わして昼飯が意義があるんで、昼飯だけが生命を維持する意味においてはすべてではないといふこともございまして、いろいろと検討すべき課題があるのではなからうかと思ひます。意味において、自信のあるお答えはいたしかねるとさつきから申し上げておりましたが、今直ちに一応言つてみるのと申し上げれば、以上のよう理解しておるわけでありまして、

○小笠原三男君 まあ、自信がなく御勉強、御研究の上で御答弁になるという謙虚な態度は、これはいいことだと思ひます。それから以上お尋ねはしません、人間飯というものはだれでも食うんだ、自前で食え、あるいは戦後食糧事情困難な時代において、便宜学校給食というものは行なわれてきた。その経過から言へば、なるほど無償の問題とは別個の問題であるように思ひがちな、そういう考へ方をすることは非常に今問題だ。何しろ日本の義務

教育諸学校における学校給食の問題は、文部省自身の指導は飯を食わせればいいという指導ではない。教育作用そのものなんです。あなたが触れられたい位位の上、その他もありましようが、集団給食、体位の向上、このことは国なり公共団体が将来の日本を背負う子弟に要請するところなんです。金があるから家で食をせよとか、金がない者には生活保護法でひとつ給食を援助してやるとか、そういう問題ではなくなつておる。そして、過去にはこの教育無償の原則のもとに給食費を。現にあなたの文部省において、その範囲において実現すべき具体的な検討をしたあれもある。これがだんだんだんだん推進されてきて、一部補助等々が行なわれてきておる。ですから私は、かつて農林省における酪農振興のそれから、乳の大幅な下落の問題が起つてきた際に、これを学校給食に回す施策を當時とつたことがある。その際にも、これは国費で便宜、乳が余つたから学校へ回すということ、学校教育そのものとは無縁に、便宜的な措置としてこういうことが行なわれるというところであつてはならない、教育目的に沿うがために、私はこの乳を学校給食のほうに回す、そしてこれは継続的にやっていくのだ、こういう建制でなければならぬと思ひがどうか、と尋ねたら、そのとおりでござい

ます、ということだ。それも便宜的な問題としてその後紆余曲折はありますが、これは無償の原則に近づけていくという、そういう前向きな姿勢で、どこの官庁も扱われないこの種の問題は、文部省自体が扱うべき問題で

ある、もっと積極性を示す問題ではないかという感じ方を私持つのです。だから、今の大臣のおしやる慎重な御答弁はいいが、あんまり力点を、飯を食うのはこれ人間自然の本能である、こういう考へでものを割り切らぬで、ひとつ御検討をなさるよう、横道でありますけれども、これは希望しておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 学校給食が、少なくとも義務教育課程におきまして推進され、完全給食にまで持つていかねば教育上の本来的な問題であることは理解しております。現行法におきましてもそうなつておるわけですが、ただ私が申し上げております意味は、給食の施設、設備及び人件費等は、国もしくは公共団体に負担する建前、原則に今なつておると思ひます。が、食費代そのものを全部国・公費で持つかどうかという点が、これが二十六条から当然に出てくる密着したものであるかどうかにはいささか自信がございまして、その点を検討をして申し上げます。その意味において給食制度調査会の答申も、食費は二分の一、公費でというところになつておる、私はその辺の検討が十二分に行なわれたかどうかは別として考慮に入っているのじゃないかならうかと、こう思ひます。と、こう申し上げた次第であります。

○委員長(大矢正君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】
○委員長(大矢正君) 速記をつけて下さい。
本案に対する質疑は、本日のごと

ろ、この程度とし、これにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

三月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、著作権法の一部を改正する法律案(衆)

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十二条 第三条乃至第五条中三十年トアルハ演奏歌唱ノ著作権及第二十二条ノ七ニ規定スル著作権ヲ除ク外当分ノ間三十三年トス

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行前に著作権の消滅した著作物については、適用しない。

昭和三十七年四月六日印刷

昭和三十七年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局